

「滋賀県基本構想(原案)」に対して提出された意見・情報と
それらに対する滋賀県の考え方について

1 これまでの策定経過

現行の滋賀県基本構想が平成26年度をもって計画期間が終了することから、県政の総合的な推進のための指針となる新たな基本構想を策定することとし、平成25年12月に滋賀県基本構想審議会を設置し、現行の基本構想の総点検や県民の意見等を踏まえつつ、策定作業を進めている。

(1) 県議会常任委員会

平成25年12月16日 現行基本構想の総点検について
26年 3月11日 現行基本構想の総点検について
26年 5月14日 次期基本構想の策定について
8月 7日 次期基本構想策定の諮問について
9月10日 次期基本構想の審議状況について
10月 6日 次期基本構想原案(案)について

(2) 基本構想審議会

平成25年12月 4日 第1回会議(時代の潮流と県政の方向性)
26年 2月17日 第2回会議(県政の課題と方向性)
※3つの部会に分かれて審議(2月19日・24日)
6月 4日 第3回会議(現行基本構想の総点検案)
8月22日 第4回会議(次期基本構想の策定の考え方)
9月18日 第5回会議(次期基本構想(素案))
10月 2日 第6回会議(次期基本構想(答申案))
6日 審議会答申

(3) 県民意見の聴取

・訪問インタビュー(2~5月) 訪問先22箇所
・県政モニターアンケート(2~3月、8月) 回答247名、313名
・県政世論調査(6月)

(4) 市町との意見交換

平成25年10月 市町との意見交換会(県内2ブロック)
26年 6月 市町を個別に訪問し意見交換

(5) 県民政策コメント

平成26年10月7日~11月6日(市町意見照会をあわせて実施)
意見提案者数(団体含む)151人・団体
提案のあった意見・情報総数 178件

2 今後の予定

11月25日 常任委員会に基本構想素案(案)の説明
11月議会 県議会に策定状況の報告(基本構想素案)
2月議会 県議会に議案提出
3月 重点政策の実施計画を策定

「滋賀県基本構想(原案)」に対して提出された意見・情報と
 それらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果について

平成26年(2014年)10月7日(火)から11月6日(木)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県基本構想(原案)」についての意見・情報の募集を行った結果、151人・団体(市町を含む)の方から、178件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
はじめに	0件
第1章 長期ビジョン編	1件
第1 時代の潮流と課題	36件
第2 滋賀の強み	2件
第3 基本理念と5つの目指す姿	20件
第4 行政経営方針	6件
第2章 重点政策編	4件
1 子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現	25件
2 すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れるの実現	8件
3 滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造	13件
4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現	4件
5 豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信	4件
6 「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造	1件
7 人や「もの」が行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現	5件
考え方を示した意見・情報 合計	129件
上記各項目と同一内容の意見・情報	14件
施策を実施する上で参考とさせていただく意見・情報	35件
合 計	178件

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
はじめに			
第1章 長期ビジョン編			
1		客観的に現状を明らかにし、2040年の予想を示し、目指す方向の質と量を示し、目指すための方法論を記載するとともに、外部環境の分析を行うべきではないか。	外部環境を分析した上で、長期ビジョン編では、「第1 時代の潮流と課題」で現状と課題を客観的に記述し、「第2 滋賀の強み」で目指す姿を描くに当たり押さえるべき滋賀の強みを、「第3 基本理念と5つの目指す姿」で、どのような滋賀県を目指すのか基本となる理念と「こうありたいと願う姿」を、「第4 行政経営方針」で県としての取組方針を記述しています。
第1 時代の潮流と課題			
2	2	現在が豊かであることを実感しているからこそ、現状維持できるか、将来に不安を感じる。人間は予測できないから不安になるのではないか。	ご意見を踏まえて、次のとおり修正します。 【修正前】 「その中で、様々な課題への対応が十分できていないことから、将来に対する不安が生じ、豊かさを実感することが阻害されています。」 【修正後】 「その中で、様々な課題への対応が十分できていないと、将来に対する不安が生じ、豊かさを実感できないこととなります。」
3	2 15 20	何度も「将来に対する不安」という表記があり、不安感やマイナスイメージを押し付けているような感覚を受けるので、もう少し柔らかい表現にすべき。	平成26年2月に基本構想に関するアンケート調査を実施したところ、8割の県民の方が将来に不安を感じているとの調査結果となりました。特に不安に感じていることとして、医療や介護、老後の生活設計、健康と体力、収入と家計に関することが多いという結果となっていますので、原案どおりとします。
第1-1 本格的な人口減少社会と少子高齢化の進行			
4	3	ここでは将来像の予測にとどめ、対応については全体像を示してから記載すべきではないか。	「第1 時代の潮流と課題」では、現状と課題までの記述にとどめ、今後の対策については「第2章 重点政策編」で取りまとめることとしています。 「時代の潮流と課題」において、対応を記載されている箇所がありましたので、次のとおり修正します。 【修正前】 「このため、一人暮らしの高齢者や要介護認定者などを地域社会全体で見守る仕組みづくりが必要となってきます。」 【修正後】 「このため、一人暮らしの高齢者や要介護認定者などを地域社会全体で見守ることが求められています。」
5	3	子どもを安心して育てられる環境整備だけでなく、若者が結婚しやすい環境整備の視点から、少子化の要因として「未婚率の上昇」を追加すべき。	「1-(2)少子化による生産年齢人口の大幅な減少」の該当箇所を、次のとおり修正します。 【修正前】 少子化の要因の1つとして、…子どもを生き育てる社会環境の整備が十分でないことがあげられます。 【修正後】 少子化の要因として、…子どもを生き育てる社会環境の整備が十分でないことが挙げられます。また、晩婚化が進んでいること、未婚率が上昇していることが挙げられます。
6	3	未婚や晩婚化による出生数の減少も少子化の大きな要因であることから、未婚率の上昇や晩婚化の影響を追記すべきではないか。	前段落において、未婚と晩婚化を少子化の要因として追記しましたので、原案どおりとします。
7	3	少子化対策として、生活の安定化、子育てしやすい社会環境整備のため、民間資金を活用した滋賀方式の公共住宅づくりを進めるべきではないか。	平成22年『国勢調査』によると、本県の持ち家率は72.1%と高く、子育て世帯においても持ち家のニーズが高いことから、持ち家の重要性を認識しております。 子育てに適した住環境整備の促進と世帯形成層の県内定着を図るため、来年度から、民間の子育てに適した住宅を県が認定し情報提供する「滋賀県子育て応援住宅認定制度」を開始する予定です。 少子化対策としても有効な制度となるよう、ご意見も参考にしながら取り組んでまいります。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
8	3	男性は育児しづらく、女性の負担が大きくなることから、少子化の要因となっている。男性が育児休暇を取りやすい職場づくりなど、男性が子育てしやすい滋賀を目指すべき。	ワーク・ライフ・バランスの推進や仕事と家庭の両立への支援については、重点政策「1 こどもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現」に位置づけており、ご意見も参考にしながら、取り組んでまいります。
9	3	老老介護などの課題が踏まえて、前期高齢者と後期高齢者の区別をした方がよいことから、「75歳以上の高齢者」を「75歳以上の後期高齢者」に修正してはどうか。	「75歳以上」と「後期」は同じ意味であり、重複することから、原案どおりとします。
第1-2 価値観の多様化とつながりの希薄化			
10	4	価値観の多様化が、家族親や地域社会に絡めて記載されているが、あらゆる面での多様化と認識すべきではないか。	「2 価値観の多様化とつながりの希薄化」の該当箇所について、次のとおり修正します。 【修正前】 「…精神的な豊かさを重視するなど人々の価値観は多様化しており、特に東日本大震災の発生を契機に、人と人、地域と人のつながりの大切さが再認識されています。」 【修正後】 「…精神的な豊かさを重視するなど人々の価値観は様々な面で多様化しており、特に東日本大震災の発生を契機に、人と人、地域と人のつながりの大切さが再認識されています。」
11	4	「ICT化に伴い、ツイッターやフェイスブックなどのSNS(ソーシャルネットワークサービス)が急速に普及しています。」の一文は、「価値観の多様化とつながりの希薄化」と関係するかの不明であり、削除すべき。	SNSによって、世代や空間を超えたつながりが広がってきており、つながりの再構築が期待されるという文脈です。 ご意見を踏まえて、次のとおり修正します。 【修正前】 「…も期待されています。ICT化に伴い…が急速に普及しています。」 【修正後】 「…が期待されるとともに、ICT化の進展に伴い…が急速に普及しており、その機能を活かして世代や空間を超えた新たなつながりが期待されています。」
第1-3 暮らしを取り巻く状況の変化			
12	4	「全員参加型社会の必要性の高まり」は、将来の課題解決の方法論に属することであり、現状と課題において記載すべきではない。	「全員参加型社会の必要性の高まり」においては、若者や女性、高齢者などの参加の現状と課題を整理していますので、原案どおりとします。
13	4	若者に対するキャリア教育や人材育成等の課題に対する政策を、重点政策に盛り込む必要があるのではないか。	若者の就労については、重点政策「1 こどもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現」に位置づけており、取り組んでまいります。
14	5	日系ブラジル人、ペルー人の定住が進んでいることから、多文化共生政策を「第1 時代の潮流と課題」と「第2 滋賀の強み」に追加してはどうか。	「第1 時代の潮流と課題」の「3 暮らしを取り巻く状況の変化」において、「外国人など誰もが活躍できる場があり…全員参加型社会の実現…」を記述しており、多文化共生はその中に含まれるものと考えています。 また、「第2 滋賀の強み」には、他府県等と比較して特筆すべき強みについてまとめています。
15	5	「不安の高まり」という表現は悲観的であり、項目名の「心身の健康に対する不安の高まり」を「心身の健康の保持増進の一層の重視」に変更してはどうか。	平成26年2月に基本構想に関するアンケート調査を実施したところ、8割の県民の方が将来に不安を感じているとの調査結果となりました。 特に不安に感じていることとして、医療や介護、老後の生活設計、健康と体力、収入と家計に関することが多いという結果となっていることから、原案どおりとします。
16	5	健康寿命は主観的評価であるため、県民の生活能力と生活環境のバランスを客観的に評価すべき。	健康寿命は広く普及している指標であることから、原案どおりとします。 なお、健康寿命には主観的なものと客観的なものがあります。基本構想の進行管理を行う目標指標では、要介護認定の状況により算出される客観的な健康寿命を採用しています。
17	5	自殺については、自殺者の60%が無職者であることから、健康問題ではなく経済問題として捉えるべきではないか。	自殺については、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など様々な要因が関係しています。自殺を予防するためには、心の健康問題や社会的要因に対する働きかけの両面から総合的に取り組むことが必要であると考えています。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
18	5	「生きる力」とは何かを定義せず議論すべきではない。	「生きる力」とは、変化の激しいこれからの社会を生きるために必要とされる、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の3点に、「滋賀の自然や地域と共生する力」を加えたものです。
19	6	プロスポーツの観戦の機会がないのは、指導者だけでなく場所がないことも原因であり、滋賀国体に向けて、「Jリーグが開催できる規模のスタジアム、スポーツの拠点となる県立施設の整備を明記していただきたい。	平成36年(2024年)の国民体育大会については、重点政策「6 「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造」の「施策3 県民が元気になるスポーツ振興と県民総参加による国体・全国障害者スポーツ大会の開催」に位置づけており、ご意見についても参考にしながら、取り組んでまいります。
第1-4 経済のグローバル化と本県の産業の動向			
20	7	「本県の産業の動向」としているのであれば、もう少し本県の産業の特徴や動向を記述すべきではないか。	<p>本県の産業の動向について、「(2) 本県の産業の動向と振興を図るべき産業」の第3段落として、次の文章を追加します。</p> <p>【追加】 「本県は、恵まれた立地特性を活かし、これまで全国有数の内陸工業県として発展してきました。特に近年では、輸送機械、化学や電気機械などのマザー工場が立地していることから、今後はグローバル開発拠点としての集積が期待されます。」</p> <p>また、「(3)様々な役割を担う農林水産業」の第2段落を、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 「本県の農林水産業は、これまで食料等の供給だけでなく、…」</p> <p>【修正後】 「本県の農林水産業は、これまで近江米や近江牛、湖魚など滋賀ならではの豊かな産物を生み出し、食料等の供給だけでなく……役割を果たしてきました。」</p>
21	7 10 17 19 37	「人と『もの』」、「人や『もの』」、「人・モノ・資金」、「人、『もの』、資金」の表記・表現が混在しており、整理すべき。	「もの」で統一することとし、該当箇所を修正します。
第1-5 エネルギーをめぐる社会情勢の変化			
22	8	<p>国民生活や産業活動を支えるため安定的かつ低廉なエネルギー供給の実現が不可欠であること、再生可能エネルギーは代替エネルギーとはなり得ないこと、原子力は発電時のCO2の排出がないこと、国のエネルギー基本計画と整合させる必要があること等から、第5段落を以下のように修正すべき。</p> <p>【修正】 今後、安全を第一に、国民生活や産業活動を支えるエネルギーの安定的な確保のために、安全が確認された原子力発電所を早期に再稼働していくとともに、エネルギーシフトに向け、地域の資源を最大限に活用しながら再生可能エネルギーの導入促進を図り、省エネや節電の推進、エネルギー関連産業の振興等、供給側と需要側での取組を併せて総合的に推進し、長期的には、原発の依存度を可能な限り低減させ、新しいエネルギー社会をできる限り早く実現していく必要があります。</p>	<p>新しいエネルギー社会の実現に向けては、本県だけの取組で、すぐに、すべて可能となるものではありません。</p> <p>しかしながら、国においても、原発依存度について、省エネルギー社会の実現や再生可能エネルギーの導入、火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる方針を示される中で、県として、エネルギーシフトに向け、引き続き、省エネや節電の取組を進めるとともに、国への提案も行いながら、再生可能エネルギーの導入促進を図っていくことをはじめ、エネルギー関連技術の開発促進やスマートコミュニティの推進等に取り組んでいく必要があると考えます。</p> <p>原案については、こうした考えのもとに記載したのですが電気料金の上昇に伴う電力コストの増加が、企業の経営を圧迫し、厳しい状況にあることは、本県経済にとって、極めて重要な課題であると捉えており、電力の安定的な確保が現下の最重要課題であるとの主旨のご意見を踏まえ、エネルギーの安定的な確保が課題であること、また、新しいエネルギー社会の実現は本県だけの取組ですべて可能となるものではないことを明確にするため、下記のとおり修正します。</p> <p>なお、原発の再稼働については、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故を教訓に、安全を第一に、国の責任で判断されるものであることから、この基本構想で記載できる内容のものではないと考えます。</p> <p>【修正前】 今後、安全を第一に、国民生活や産業活動を支えるエネルギーの安定的な確保を前提として、エネルギーシフトに向け、地域の資源を最大限に活用しながら再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、省エネや節電の推進、エネルギー関連産業の振興等、供給側と需要側での取組を併せて総合的に推進し、原発に依存しない新しいエネルギー社会をできる限り早く実現していく必要があります。</p> <p>【修正後】 安全を第一に、課題である国民生活や産業活動を支えるエネルギーの安定的な確保とともに、今後、原発に依存しない新しいエネルギー社会をできる限り早く実現していくことが求められています。</p> <p>地域の資源を最大限に活用しながら再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、省エネや節電の推進、エネルギー関連産業の振興等、供給側と需要側での取組を併せて総合的に推進していく必要があります。</p>

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
23	8	<p>長期ビジョン編に「原発に依存しない新しいエネルギー社会をできる限り早く実現していく必要」と掲げるのであれば、重点政策編に具体的なロードマップを示すべき。示すことができないのなら、長期ビジョン編への記載は慎重な表記にとどめるべき。</p>	<p>新しいエネルギー社会の実現に向けては、本県だけの取組で、すぐに、すべて可能となるものではありません。</p> <p>しかしながら、国においても、原発依存度について、省エネルギー社会の実現や再生可能エネルギーの導入、火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる方針を示される中で、県として、エネルギーシフトに向け、引き続き、省エネや節電の取組を進めるとともに、国への提案も行いながら、再生可能エネルギーの導入促進を図っていくことをはじめ、エネルギー関連技術の開発促進やスマートコミュニティの推進等に取り組んでいく必要があると考えます。</p> <p>原案については、こうした考え方のもとに記述しています。</p> <p>基本構想の性格上、大きな視点からの記述となりますが、具体的な施策展開について、構想に基づき研究をしてまいります。</p> <p>なお、新しいエネルギー社会の実現は本県だけの取組ですべて可能となるものではないこと、また、電力の安定的な確保が現下の最重要課題であるとの主旨のご意見をいただいていることから、下記のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>今後、安全を第一に、国民生活や産業活動を支えるエネルギーの安定的な確保を前提として、エネルギーシフトに向け、地域の資源を最大限に活用しながら再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、省エネや節電の推進、エネルギー関連産業の振興等、供給側と需要側での取組を併せて総合的に推進し、原発に依存しない新しいエネルギー社会をできる限り早く実現していく必要があります。</p> <p>【修正後】</p> <p>安全を第一に、課題である国民生活や産業活動を支えるエネルギーの安定的な確保とともに、今後、原発に依存しない新しいエネルギー社会をできる限り早く実現していくことが求められています。</p> <p>地域の資源を最大限に活用しながら再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、省エネや節電の推進、エネルギー関連産業の振興等、供給側と需要側での取組を併せて総合的に推進していく必要があります。</p>
24	8	<p>再生可能エネルギーの太陽光発電の推進については、様々な弊害が生じることから、規制や抑制をすべき。</p>	<p>国は、新しいエネルギー基本計画(H26.4月策定)において、再生可能エネルギーはエネルギーの安全保障にも寄与できる重要な低炭素の国産エネルギーとして、導入を最大限加速させ、積極的に推進していくものとされています。</p> <p>県としても、低炭素社会づくりの推進、エネルギー関連産業の振興、災害に強い地域づくりの観点から、取組内容の改善を図りながら、その積極的な導入を促進していく必要があると考えています。</p>
25	8	<p>「卒原発」を明記すべきである。</p>	<p>エネルギー政策は、国が責任を持つて行うことですが、県として、エネルギーシフトに向け、再生可能エネルギーの導入促進や省エネの推進など、原発に依存しない新しいエネルギー社会づくりの実現に向けて取り組むことを、基本構想に位置づけています。</p> <p>新しいエネルギー社会の実現に向けては、本県だけの取組で、すぐに、すべて可能となるものではありません。再生可能エネルギーの導入を推進するため、固定価格買取制度の効果的な運用、導入目標の設定など提示するよう、国に対して要望しています。また、将来を見据えたエネルギー供給体制の確立や廃炉の検討など、原発に依存しないエネルギー社会に向けた道筋をつくっていくことを、引き続き求めてまいりたいと考えています。</p>
26	8	<p>「安心・安全に暮らせる滋賀」を実現するために、原発再稼働反対の意志を表明すべき。</p>	<p>原発の再稼働は、安全を第一に、電力需給状況や電気料金の経済活動への影響などを勘案し、国の責任でされるものです。</p> <p>しかし、万が一原子力災害が起こった場合、県民のいのちと暮らしに大きな影響を受けるおそれがある本県として、実効性のある多重防護体制の確立が不可欠であることを踏まえ、その確立に向けた取り組みを進めるとともに、国に対しても、引き続き求めてまいります。</p>
27	8	<p>「卒原発」の実現に向けて、原発を必要としない省電力社会の実現を社会全体で目指すべき。</p>	<p>省エネや節電については、重点政策「4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」に位置づけて、重点的に取り組むこととしています。</p>
28	8	<p>省電力社会の実現を社会全体で目指すべき。</p>	

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
29	8	給食や県内を流通する食べ物への放射能検査などを県独自の基準で実施してもらいたい。	県内で製造または流通している食品を対象に放射性物質の検査を実施しています。また、現在、滋賀食肉センターで処理された牛肉については、県独自に放射性物質の検査を実施しています。
30	8	トラック輸送から鉄道輸送への転換を促進する貨物ターミナル駅などの環境負荷を低減させる社会資本の整備も重要であるため、「5 エネルギーをめぐる社会情勢の変化」の第5段落の一部を「…供給側と需要側での総合的な取組や、環境負荷を低減させる社会資本の整備を推進し、原発に依存しない新しいエネルギー社会をできる限り早く実現していく必要があります。」に修正する。	環境負荷を低減させる社会資本の整備については、重点政策「7 人やもの」が行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現」の「施策1 交通ネットワークの充実」に位置づけており、LRTなどとエコ交通に取り組むこととしています。
第1-7 新たな広域ネットワークの形成による人と「もの」の流れの変化			
31	10	交通網の整備については、交通利便性の向上と利用予測を併記すべき。	交通網の整備にあたっては、交通利便性の向上や利用予測も含め、様々な視点を踏まえながら検討してまいります。
32	10	「スマートインターチェンジ」は聞きなじみのない言葉であると考えられるため、脚注を付けるべき。	脚注を、次のとおり追加することとします。 【追加】 「スマートインターチェンジ: 高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるETC専用のインターチェンジのこと。」
33	10	米原貨物ターミナル駅は県内に広く波及効果が期待されることから、「広域鉄道網と広域道路網を連結する貨物ターミナル駅(米原駅構内)の整備により、物流機能の強化を図ります。」を第3段落の最後に追記してはどうか。	「時代の潮流と課題」では、現状とそれに伴う課題を記述することとしており、個別具体的な施策や目的等は記載しないこととしています。
34	10	地域を支える公共交通について、「5つの目指す姿」や「重点政策」で具体施策を論じることから、「第1 時代の潮流と課題」の中で、地域公共交通網の維持および活性化の方針を示すべき。	個別の分野に関する現状と課題については、重点政策編の「現状と課題」において整理することとしています。 地域交通に関しては、重点政策7の現状と課題の1つ目で記述しています。
第1-8 災害などへの不安を取り除く安全・安心な県土づくり			
35	11	平成25年台風18号による下水道からの汚水溢水被害が発生したこと、そのため不明水対策に取り組んでいることを明記すべき。	「(8) 自然災害の多発と安全・安心に対する不安の高まり」の該当箇所を、以下のとおり修正する。 【修正前】 「…道路や河川、鉄道などのインフラの損壊…」 【修正後】 「…道路や河川、下水道、鉄道などのインフラの損壊…」 【修正前】 「…排水施設や砂防・治山関係施設の整備、インフラの耐震対策など…」 【修正後】 「…排水施設や砂防・治山関係施設の整備、下水道の機能強化、インフラの耐震対策など」
36	11	「消費期限や産地などを偽証する事件が発生するなど、食の安心が脅かされています。」について、「8 災害などへの不安を取り除く安全・安心な県土づくり」における代表的な問題として記述する必要はない。	新型インフルエンザや腸管出血性大腸菌O157などの感染症の発生や、食中毒などの食の安全の問題など、身近な問題についても、県民の関心の高いことから、記述しています。 ご意見の趣旨も踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「(3) 身近な犯罪や事故の増加」 「消費期限や産地などを偽証する事件が発生するなど、食の安心が脅かされています。」 【修正後】 「(3) 身近な犯罪や事故、感染症等の発生」 「新型インフルエンザや腸管出血性大腸菌O157などの感染症、食中毒や消費期限・産地などを偽証する事件が発生するなど、身近なところで安全・安心が脅かされています。」

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
第1-9 地方自治を取り巻く状況の変化			
37	12 2	人口減少に対します早期対策が求められていることから、「今後、本格的な人口減少社会が到来し、少子高齢化が進行します中、…」では悠長な印象を与えるため、修正すべき。	平成26年10月1日現在の本県の人口(推計値)は、前年比で48年ぶりの減少となり、本県も人口減少局面に入ったと考えられ、今後の推移を注視していく必要があります。 ご意見の趣旨を踏まえ、平成「(1)地方分権改革の進展」の該当箇所を、次のとおり修正します。 【修正前】 「今後、本格的な人口減少社会が到来し、少子高齢化が進行する中、…」求められています。」 【修正後】 「本格的な人口減少社会が到来し、少子高齢化が進行する中、…」今まさに求められています。」 また、2ページの「1(1) 本格的な人口減少社会の到来」の第3段落を、次のとおり修正します。 【修正前】 「本県の人口は、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の推計によると、平成27年(2015年)前後に約142万人をピークに減少に転じ、平成52年(2040年)には約130.9万人になると予測されています。いよいよ本県でも人口減少社会が到来し、少子高齢化が一層進行します。」 【修正後】 「本県の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成27年(2015年)前後に約142万人をピークに減少に転じるとされていますが、平成26年(2014年)10月1日現在の本県の人口(推計値)は前年比較では48年ぶりの減少となっており、本県でも人口減少局面に入ったと推測されます。」
第2 滋賀の強み			
38	13	弱みを認識し、また、強みについては、全ての都道府県との比較で示すべき。	滋賀の目指す姿を描くためには、強みをしっかりと意識しておく必要があり、その前段で強みを整理しています。 弱みについては、「第1 時代の潮流と課題」において記述しています。 なお、特徴的なデータについては、本文中にグラフを掲載するとともに、冊子にする際には、参考資料として添付することを予定しています。
39	13	「若者のグループやNPO、ボランティアなどの自発的な活動が活発です。」と記されているが、若者のグループやボランティアは理解できるが、NPO が活発な根拠がない。	本県は人口10万人あたりのNPO法人数が全国第9位(H26.3)、NPO法人数に占める認定NPO法人の割合が全国1位となっています。また、環境問題をはじめ活発に活動展開し、評価されているNPOもあることから、NPOの活動は滋賀の強みであると考えています。
第3 基本理念と5つの目指す姿			
第3-1 基本理念			
40	15	キャッチフレーズに「・」が2回もあるのは適切ではない。「夢と希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」に修正すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、「1 基本理念」について、次のとおり修正します。 【修正前】 「夢・希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」 【修正後】 「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」
41	15	県北は、少子高齢化等に対する危機感を共有し、NPOや事業者、行政が頑張っている側面があるが、人材に限られ、課題解決しない。県南は、課題の共有が希薄で、人材が埋もれ、連携・協働が進まない。こういった課題の解決策を記述すべき。	地域ごとに特色や課題を認識しておくことの重要性は理解しています。 基本構想においては、全県を対象とした1つのものとして策定し、各圏域の振興を図って行きたいと考えています。 このため、実際の施策推進に当たっては、地域の実情に応じて、市町と連携しながら取組を進めることとしており、「3 基本構想の推進」の「(1)基本的な考え方」に記述しています。
42	15	滋賀の強みで出てきた視点を基本理念でさらに表現されたい。	基本理念と目指す姿を描くためには、滋賀の強みをしっかりと意識しておく必要があり、前段で強みを整理しています。 その強みを受けて、基本理念として掲げる豊かさを実感できる滋賀の実現に向けて、取り組むこととしていくところです。
43	15	『「自分」の豊かさ、「今」の豊かさ、「もの」の豊かさ』の表現が、前段部分の「滋賀の強み」や「基本理念」等とのつながりが不明確である。	ご指摘の箇所は、基本理念の本文に掲げる「新しい豊かさ」を図式化したものです。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
44	15	「みんなが 将来も持続的に 実感できる「心」の豊かさ」の「みんな」は、漠然としすぎているので、「心」を主張するのであれば「県民1人ひとり」に修正したほうがわかりやすい。	全員参加型社会の構築のため、みんなに呼びかけることに意味があると考えています。
第3-2 5つの目指す姿			
(1) 「ひと」			
45	16	(1)「ひと」の目指す姿①から⑦までの記載に、内容の重複が感じられる。	目指す姿①から⑦は、①健康、②子育て、③教育、④自己実現、⑤仕事と家庭の両立、⑥人と地域とのつながり、⑦人権尊重の視点から具体的な目指す姿を描いており、原案どおりとします。
46	16	健康、安全、安心、幸せを実感するためには、安全な生活が大前提であることから、5つの目指す姿に「卒原発の社会を目指す」が「脱原発の社会を目指す」を盛り込むべき。	「5つの目指す姿」の「(5)安全・安心」のキャッチフレーズに「将来の不安を安心に変え」を記述し、さらに目指す姿として「③代替エネルギーの普及が進み…」と描くことにより、新しいエネルギー社会の実現に向けて取り組んでいくことを明確にしています。
47	16	もっと結婚の良いイメージを若者に定着させていく必要があると考えることから、「結婚し、」を追加してはどうか。	様々な価値観があることから、原案どおりとします。
(2) 「地域の活力」			
48	17	「成長産業の振興」について、具体的な記載が欲しい。	目指す姿においては、2040年を展望して成長産業のさらなる広がりが期待されることから、具体的な記載はしていませんが、重点政策3の「目指す方向」で、「水・エネルギー・環境」、「医療・健康・福祉」など具体的に記述しています。
49	17	目指す姿⑤は、地域経済の活性化につながっているのか。	地域内での商品やサービスの循環とエネルギーの地産地消により、これまで地域外に流出していた資金を地域内で循環させ、まずは地産地消が進んでいることを描いており、次のように修正します。 【修正前】 「⑤ 人、もの、資金の地域内での循環とエネルギーの地産地消を通じて、地域経済が活性化しています。」 【修正後】 「⑤ 人、もの、資金の地域内での循環とエネルギーの地産地消が進んでいます。」
50	17	目指す姿⑨「大学と地域の連携」は、滋賀県の柱にすべき。	多彩な学部を有する大学が立地し、知的資源が集積していることは滋賀の強みであり、これを伸ばし、活かしていくことは県勢の発展にとって重要であることから、特に、5つの目指す姿の中で描いています。
(3) 「自然・環境」			
51	18	「琵琶湖」以外の自然資源を含む表現としてはどうか。	ご意見の趣旨は、「豊かな自然」で表しています。
52	18	「生きものにぎわい」という表現は、言葉として適切な表現か。	生態系の再生により、在来の魚介類が数多くにぎわっている様子を表しています。この表現は、マザーレイク21計画(第2期改定版)においても「琵琶湖の生きものにぎわい再生プロジェクト」として使用しているほか、国や他の自治体においても広く使用されており、定着していると考えます。
53	18	「低酸素社会・省エネルギー型の社会への転換…」について、実効測定値等の具体的な記載が欲しい。	長期ビジョン編の「第1 時代の潮流と課題」において、現状と今後の課題を概括するとともに、目指す姿として「2030年において、滋賀県の温室効果ガス排出量が1990年比で50%削減された社会」を示していることから、原案どおりとします。
54	18	「廃棄物排出抑制や再利用」について、具体的な目標値の提示が欲しい。	一般廃棄物や産業廃棄物の減量については、第三次廃棄物処理計画において、平成27年度までの目標値を定めています。それ以降の目標値については今後策定する第四次廃棄物処理計画で検討することとしています。
(4) 「県土」			
55	19	公共交通については、交通政策基本法の理念に基づき、高齢者の通院・買物支援など交通弱者対策に留まらず、通勤や通学など県民各層の社会経済活動の基盤としての機能を維持・確保する方針であることを明記すべき。	「4県土」の該当箇所を、次のとおり修正する。 【修正前】 ①鉄道やバスなど地域を支える公共交通が維持され、子どもや高齢者が利用しやすい環境が整備されています。 【修正】 ①鉄道やバスなど地域を支える公共交通が維持され、子どもや高齢者をはじめ誰もが利用しやすい環境が整備されています。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
56	19	地域公共交通の維持が可能と思える施策が見えない。	今後、一段と高齢化が進行する中、自ら移動手段を持たない高齢者をはじめ交通弱者が増加することが見込まれ、公共交通の維持等がより重要になってくることから、目指すべき方向として目指す姿を描いています。 公共交通を取り巻く環境は厳しい状況が続いていますが、地域の公共交通の維持・確保・改善に向けて、市町や事業者、関係機関等と連携し、利便性の向上や利用者の増加など検討してまいります。
(5)「安全・安心」			
57	20	滋賀の立地特性を踏まえ、原子力災害を明記すべき。	「(5)安全・安心」の目指す姿に、次のとおり追記修正します。 【追記】 「② 万が一の原子力災害に対する備えが進んでいます。」
第3-3 基本構想の推進			
58	21	行政を執行する立場・視点からではなく、「県民の暮らし」という視点に立って、各政策の相互の関係性や相乗効果に着目し、各分野の政策の進捗や成果を測っていくための方策や体制を位置付けるべき。	ご指摘のように考えており、「3 基本構想の推進」において部局間連携による総合行政の推進や実施計画の策定、進行管理等を位置づけています。
59	21	県の南部地域と北部地域では、地勢や人口動態が大きく異なっている。そのため、「地域」ごとに、将来のまちづくりの方向性を示すべき。	ご指摘のとおり、地域の魅力や取り組むべき課題を十分に踏まえて、県行政に取り組むことが重要であると認識しています。 市町村合併が進展し、市町における行政体制が整備されてきたことに伴い、県内の各圏域における総合的な地域経営の役割は市町に担っていただいております。 基本構想においては、全県を対象とした1つのものとして策定し、各圏域の振興を図っていきたくと考えています。 実際の施策推進に当たっては、人口動態の違いなど地域の実情に応じて、市町と連携しながら取組を進めていくこととしており、ご意見の主題旨を踏まえて、「3 基本構想の推進」の「(1)基本的な考え方」を、次のとおり追記修正する。 【追記】 「…情勢の変化や人口動態の違いなど地域の実情に応じて…」
第4 行政経営方針			
60	22	職員に「基本構想」や「行政経営方針」を守らせるための具体策を記すべき。	今後、機会をとらえて基本構想や行政経営方針の内容の周知や取組の徹底を図って参りたいと考えています。
第4-1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携			
61	22	県民が県政にもっと気軽に意見を言えるような場づくりを進めてほしい。	訪問インタビューや「こんにちは三日月です」など、県民との意見交換や現場を訪問して県民の生の声をお聴きすることなどにより、県民の声やニーズが的確に施策に反映され、生活者の視点に立った県政、生活現場からの発想を活かした県政の推進に取り組めます。
62	22	県民の声その重さは客観的に評価されるべき。	県政世論調査などにより、施策への満足度や県政への要望も含めた多様な県民ニーズの把握に努めるとともに、それらを踏まえて県政を進めてまいります。
第4-2 地方分権のさらなる推進			
63	22	地方分権の目的を説明すべき。	「第4 行政経営方針」の「2 地方分権のさらなる推進」において「自らの権限と責任のもとで、本県の特성에応じた行政経営を行うため」と記述しています。
64	22	第30次地方制度調査会答申を重視し、県による補完について明記すべき。	近接・補完の原則を踏まえながら、県と市町が連携していくことが大切です。こうした考え方のもと、補完については、連携の1つの形態と考えており、原案どおりとします。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
第4-3 質の高い行政サービスの提供			
65	22	公共施設等の管理および長寿命化について、県は人材的に脆弱な市町の取り組みに対し技術的な支援を行うべきであり、「市町が管理する公共施設等の総合的・計画的な管理及び長寿命化の取組みを支援します。」を追記すべき。	「3 質の高い行政サービスの提供」については、県における行政サービスについて記述しているもので、市町に対する技術的な支援については、「2 地方分権のさらなる推進」の(3)で記述しているとおり、研修会や連絡会議等を開催し、助言を行うなど、市町との連携を図る中で対応すべきものと考えており、原案どおりとします。
第2章 重点政策編			
66		政策は具体的でなければならない。5W1H、+how many, how muchまで記載すべき。	重点政策編では、基本理念や目指す姿を実現するため、これからの4年間で先駆的・重点的に取り組む政策の方向性を整理しています。今後、重点政策を着実に推進するため、何をいつまでにどれだけ行うかという具体的な実施計画を策定していく中で、ご指摘の事項に留意してまいります。
67		目標(指標)に達成指標と行動指標が混在している。最終目標となる指標を示し、その実現のための行動指標を並べるべき。また、指標番号は分野ごとに番号を付すべき。	目標指標は、重点政策ごとに、目指すべき方向性を明らかにしたうえで、その成果が県民の皆さんに分かりやすく、身近に感じてもらえるようにアウトカム指標を中心に設定をしています。また、今後策定する実施計画において、施策事業ごとにアウトプット指標を設定します。指標番号については、ご指摘のとおり分野ごとに番号を付すこととします。
68		重点政策に『市民による公共』の育成を通じた『新しい公共』の実現」を掲げ、施策の展開として、「新しい公共」概念の普及と県民の参加促進、「市民による公共」の担い手の自立支援」、「『新しい公共』の実践」を提案します。	県民をはじめNPO等の多様な主体との協働・連携により、それぞれの特性や強みを活かしながら取り組むことは重要であると認識しています。「基本理念」において、そのことを強く意識し、「みんなでつろう！」としています。また、「3 基本構想の推進」の「(1) 基本的な考え方」においても、「県民の参画や多様な主体との対話・共感・協働」について記述しています。今後の施策の展開にあたっては、ご意見の趣旨を踏まえながら、取り組んでまいります。
69		「平成30年度の指標」について、具体的な目的があれば、それも記載が欲しい。	基本構想は平成30年度の目標とする指標のみを掲載することとしていますが、今後策定する実施計画においては、毎年度ごとの目標を明示していきます。
1 子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現			
70	25	子育て家庭への支援について、県は、自主運営されている先進事例を活かすこと、専門家との連携によるノウハウの確保、ボランティアの資金面での環境整備を図っていくべき。	子育て家庭への支援については、「施策1 子どもを安心して生み育てるための切れ目ない支援」に位置づけており、ご意見を参考にしながら、取り組んでまいります。
71	25	子どもひとりひとりの能力や個性をのばすために、先生が対応できるように、少人数学級の実施に取り組んでほしい。	35人学級編制の対象学年の拡大や少人数指導を実施することにより、きめ細かな指導に向けた教育環境の充実に取り組んできました。小中学校全学年での35人学級編制の実施に向けて、国に対して働きかけています。
72	25	きめ細やかに子どもたち対応していくためには、30人学級の実現を希望。	35人学級編制の対象学年の拡大や少人数指導を実施することにより、きめ細かな始動に向けた教育環境の充実に取り組んできました。小中学校全学年での35人学級編制の実施に向けて、国に対して働きかけています。
73	25	生きる力は国語や算数のテストの点数が高いことではない。	「施策2 子どもの『たくましく生きる力』を育む教育の推進」に基づき、子どもの学力や体力をはじめとする一人ひとりの能力や個性を伸ばし、子どものたくましく生きる力を育ててまいります。
74	25	成績偏重の教育でなく、自分で考え、発言できる人を育てる教育をしてほしい。	「施策2 子どもの『たくましく生きる力』を育む教育の推進」に基づき、子どもの学力や体力をはじめとする一人ひとりの能力や個性を伸ばし、子どものたくましく生きる力を育ててまいります。
75	25	児童虐待問題について、虐待を防ぐため親に向けて育児のトレーニングやカウンセリングなど行える体制が必要。	児童虐待問題は、「施策1 子どもを安心して生み育てられるための切れ目ない支援」に位置づけており、ご意見を参考にしながら取り組んでまいります。
76	25	いじめ対策・体罰問題について、子供を教え導く教師、保育者としての研修を行い、子供の心に寄り添った対応をしてもらいたい。	いじめ問題等は、「施策2 子どもの『たくましく生きる力』を育む教育の推進」に位置づけており、ご意見を参考にしながら取り組んでまいります。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
77	25	野外自主保育園など、子どもを保育機関に預ける以外の選択をする母親が増加。保育・教育の多様性のひとつとして県政への反映を希望。	ご指摘の事項については、施策を推進していく際に留意してまいります。
78	25	自主保育やフリースクール、各種養護学校への社会人講師及び人材の派遣など、自主運営の学びの場へ支援追加してほしい。	ご指摘の事項については、施策を推進していく際に留意してまいります。
79	25	「目指す方向」においても、仕事と家庭の両立は、女性だけでなく男性も必要ではないか。	「目指す方向」の仕事と家庭の両立については、男女にかかわらず重要であると認識しています。
80	25	県において「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進本部」を設置し、取り組まれており、人口減少に関する方向性を「目指す方向」で示し、「目標指標」を加えるべき。	今後、法律等に基づき人口減少を見据えた総合戦略を策定する予定であり、目指す方向等についても、庁内推進本部において十分議論してまいります。
81	25	少子化に歯止めをかけるには、出生率を高めることが必要であり、「子どもを産みたくても産めない人々が、産み育てることができる環境をつくる」を加え、方向性をより明確にすべき。	ご提案の趣旨については、「子育て家庭の支援」に含めていますので、原案どおりとします。「施策1 子どもを安心して生み育てるための切れ目のない支援」に基づき、重点政策として施策展開を図ってまいります。
82	25	児童虐待に的確に対応するため、相談機関の充実と専門職(カウンセラー、心理判定員、相談員等)の充実を図ることを追記すべき。	専門職の配置は、「支援体制整備」の具体的な方策の1つであると考えており、原案どおりとします。
83	25	勉強だけでなく、生きる力を体で学ぶ、個人を生かした人生が楽しく豊かになる教育を実践すべき。	「施策2 子どもの『たくましく生きる力』を育む教育の推進」に基づき、子どもの学力や体力をはじめとする一人ひとりの能力や個性を伸ばし、子どものたくましく生きる力を育ててまいります。
84	25	「青少年の健全育成と立ち直り支援」について、何からの立ち直りなのかかわからない。	非行など様々な問題行動からの立ち直りを表しています。
85	25	市町図書館が整備されその活動は全国から注目され、全県の貸出冊数は全国一位を維持。滋賀が全国に誇れることの一つであり、文化は心を豊かにし、読書はその根幹となることから、このことを「現状と課題」と「指標」に追加すべき。	ご提案の図書の貸出冊数は、滋賀の誇る強みです。ただし、「現状と課題」については、課題として認識しているものを中心に掲げていますので、原案どおりとします。
86	26	人格形成の基礎を培う幼児期の育ちの上に生きる力の育ちがあるので、「保育」を追記すべき。	幼児期の教育・保育については、施策1の「子どもを安心して生み育てるための切れ目のない支援」に位置づけており、原案どおりとします。
87	26	乳幼児検診率は、「乳幼児健康診査」が正式名称である。目標とする受診率、100%という目標は非現実的ではないか。	該当箇所を、次のとおり修正します。 国の「健やか21国民運動計画」における平成35年度の目標数値を、本県では前倒して、平成30年度の目標数値とします。 【修正前】 「1 乳幼児検診受診率〔平成24年度 1歳半児95.1% 3歳半児92.7% → 平成30年度 100%〕」 【修正後】 「1 乳幼児健康診査受診率〔平成24年度 1歳半児95.1% 3歳半児92.7% → 平成30年度 1歳半児97% 3歳半児95%〕」

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
88	26	「平成30年度の目標指標」について、学校教育指標だけでなく、また、家庭教育や、家庭と学校の協働についても言及すべき。	家庭教育等に関する指標の設定については、部門別計画である「第2期滋賀県教育振興基本計画」に定める指標等の実現に向け、施策を具体化する中で対応していきます。 なお、ご提案の趣旨を踏まえ、「目指す方向」において、以下のとおり家庭教育等に係る記述を追加します。 【修正前】 「子どもの学力や体力をはじめとする一人ひとりの能力や個性を伸ばし、子どものたくましく生きる力を育みます。」 【修正後】 「学校はもとより家庭や地域と互いに連携・協力して、子どもの学力や体力をはじめとする一人ひとりの能力や個性を伸ばし、子どものたくましく生きる力を育みます。」
89	26	不登校児童生徒在籍率について、不登校児童生徒がいることはよくないという考えがあるのか、不登校となる理由による区分が必要。	不登校の背景には様々な理由があり、不登校自体が悪いことではありません。 不安など情緒的な混乱、無気力、人間関係の問題、いじめ、非行などの背景をしっかりと見立て、それぞれの子どもに応じた支援を行い、子どもたちの環境を改善していくことが非常に重要であると考えています。 なお、不登校となる理由による区分まで調査できていないため、区分することができません。
90	26	不登校児童生徒在籍率について、不登校ゼロを目指して、子どもに自由に感情や思いを表現できない抑圧的な環境をつくるおそれがあり、削除すべき。代わりに、内閣府調査など、自尊感情を抱くことのできることを育むことを目標指標としてはどうか。	不登校の背景には様々な理由があり、不登校自体が悪いことではありません。 不安など情緒的な混乱、無気力、人間関係の問題、いじめ、非行などの背景をしっかりと見立て、それぞれの子どもに応じた支援を行い、子どもたちの環境を改善していくことが非常に重要であると考えています。 ご提案の内閣府調査ですが、「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」が平成25年度に実施されていますが、毎年度実施の調査でないこと、都道府県別の調査でないため、毎年度の進行管理に用いることができないことから、原案どおりとします。
91	26	女性の社会参画を評価するための指標としては「女性の就業率」の方がふさわしいのではないか。	ご提案の「女性の就業率」ですが、5年に一度の調査であり、毎年度の進行管理に用いることができないことから、男女共同参画を示す指標として、「滋賀マザーズジョブステーションの相談件数」を指標としています。
92	26	男女共同参画について、具体的数値目標で示すべきである。	「滋賀マザーズジョブステーションの相談件数」を具体的な目標数値として示しています。
93	26	「目指す方向」に産科医・小児科医の不足や地域偏在の解消の記述があるので、「目標とする指標」を追加すべき。	産科医等に関する指標については、重点政策を推進するために今後策定する実施計画において、目標指標として設定できないか検討したいと考えています。
94	26	児童虐待の防止についても、具体的目標として「児童虐待発生件数」を設定して取り組むべき。	児童虐待発生件数については、重点政策を推進するために今後策定する実施計画において、目標指標として設定できないか検討したいと考えています。
2 すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現			
95	27	出産や育児、家事で働いていない女性や重症心身障がいの方など働きたくても働けない方に着目し、働くことを善とする基準だけで価値を判断することがないよう、「誰もが働き、活躍できる社会づくり」を、例えば「誰もが地域の中の大切な一員であることが実感できる社会づくり」に改めるべき。	「活躍できる」で、どのような立場にあっても、その人らしく生き、「働く」ことでなくとも、社会の一員として活躍できる居場所と出番があり、充実した人生を送れる社会の実現を目指しており、原案どおりとします。
96	27	企業と福祉作業所の連携を、滋賀独自に深めていける取組を追加してほしい。	就労支援事業所、企業、関係団体等のネットワークづくりを更に進め、就労支援事業所の業務改善や販路拡大等により機能強化を図るとともに、障害のある人の職域の拡大や雇用の創出により、障害のある人の一般就労を促進します。
97	27	県民の健康促進という観点で、自転車の利用を促進してはどうか。滋賀県は恵まれた自然環境、史跡遺産が点在するので、観光客誘致にもつながる。	エコ交通の普及については、重点政策「4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」の「施策2 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現」に位置づけており、ご意見を参考にしながら、取り組んでまいります。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
98	27	要介護状態になる年齢を1歳でも遅らすことも必要であり、「予防し、または改善」に遅らしを加えてはどうか。	遅らせることも、予防に含まれると考えますので、原案どおりとします。
99	28	先進地の成功事例を参考にしながら、人びと(市民)の多様なネットワークを活かす新たな枠組みづくりが必要。重点政策として位置付け、多様な主体が連携・協働した政策推進を図るべき。	「第4 行政経営方針」の「多様な主体との協働・連携」で謳っており、それぞれの施策の中で人材育成を進めることから、原案どおりとします。
100	28	「健康寿命を伸ばす」ことは、高齢化・医療介護問題の根幹である。施策1、3ともに「健康寿命を伸ばす」ことで大きく前進すると考える。また、重点施策6「文化とスポーツの力」も、この「健康寿命を伸ばす」ための施策に大いに活用されたい。	ご提案の趣旨に留意しながら、総合的な施策展開に向けて、重点政策や部門別計画に基づき、施策の企画立案する際に検討してまいります。
101	28	地域の活性化のキーは「人」であり、地域貢献する人を発掘、育成することが大変重要であり、「施策4 地域を活性化するための人材育成の推進」を追加してはどうか。	人材育成については、すべての重点政策に共通する基本的な施策であり、それぞれの政策の中で取り組む必要があります。地域を活性化するための人材育成についても、「4 行政経営方針」の「多様な主体との協働・連携」に係る施策の中で取り組むべきものとして扱っており、原案どおりとします。
102	28	施策1や施策2を推進するうえで、老人クラブの活性化は必要不可欠であることから、指標に「老人クラブ加入者数」を入れるべき。	目標指標の「シルバー人材センターの会員数」や「健康寿命」により、高齢者がいつまでも元気に活躍していることをより広く網羅できていると考えますので、原案どおりとします。
3 滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造			
103	29	基本構想の中に、「原発の無い社会に向け取り組む」或いは「卒原発の実現に向け取り組む」という文言を入れてほしい。 「現状と課題」の4つ目を「東日本大震災による福島第一原子力発電所事故により、我が国はエネルギー政策の見直しと転換期に直面しており、省エネ・節電の徹底、化石燃料の使用低減、エネルギーの自給と地産地消に重点を置いた街づくりへの総合的な取り組みを進めていけるかどうか課題となっている。」に修正してほしい。	安全を第一に、課題である国民生活や産業活動を支えるエネルギーの安定的な確保とともに、今後、原発に依存しない新しいエネルギー社会をできる限り早く実現していくことが求められています。 そのためには、地域の資源を最大限に活用しながら再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、省エネや節電の推進、エネルギー関連産業の振興等、供給側と需要側での取組を併せて総合的に推進していく必要があると考えています。 こうした考え方を、「第1 時代の潮流と課題」の「5 エネルギーをめぐる社会情勢の変化」において、「原発に依存しない新しいエネルギー社会」の実現に向けて記述していますので、原案どおりとします。
104	29	中小企業について、海外展開支援だけでなく、地域の多くの中小企業が抱える課題を踏まえた方向性をもっと強く打ち出してほしい。	ご意見を踏まえて、以下のとおり書き加えることとします。 【修正前】 「…中小企業・小規模事業者の事業活動活性化に向け、産業分野の特性に応じた支援を行うとともに、…」 【修正後】 「…中小企業・小規模事業者の事業活動活性化に向け、自らの成長を目指す取組の円滑化、経営基盤の強化、産業分野の特性に応じた事業活動の活発化などへの支援を行うとともに、…」
105	29	目指す方向には、地域内の経済の好循環に関する記載がない。具体的な方策を示していただくべき。	「目指す方向」の該当箇所について、次のとおり修正します。 【修正前】 「…産業分野の特性に応じた支援を行うとともに、海外企業とのビジネスマッチングを支援し…」 【修正後】 「…産業分野の特性に応じた事業活動の活発化などへの支援を行うとともに、地域の中で地域資源の活用や消費が促進される環境づくりを進めます。また、海外企業とのビジネスマッチングを支援し…」
106	29	地域の特徴の活かしたコミュニティビジネスの創出も必要であると考えます。 よって、目指す方向に「滋賀の強みを活かしたコミュニティビジネスの創業支援を図ります。」を加える。	

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
107	29	人・モノ・資金・情報の活発な交流、災害時における産業活動の継続等を実現するとともに、環境配慮型社会の実現と産業振興の両面に寄与するため、「グローバル化を一層促進させるため、産業基盤の一つである物流拠点や物流効率化事業などの整備を促進します。」を目指す方向に追記すべき。	ご指摘の事項については、施策を推進していく際に留意していきたいと考えていますので、原案どおりとします。
108	29	先進地を参考にしながら、エネルギーの自給、地域分散、地産地消に取り組むべき。	重点政策の「施策3 地域主導による「地産地消型」「自立分散型」の新しいエネルギー社会づくり」に位置づけています。今後策定する実施計画に基づき取組を進めてまいります。
109	29	目指す方向の3つ目「本県産業…図ります。」を「企業、教育機関、県民等との対話からこれまでのエネルギー政策を見直し、省エネ・省資源・節電への取組を促進する。」に修正してほしい。	ご提案の内容については、「第1 時代の潮流と課題」の「5 エネルギーをめぐる社会情勢の変化」と「重点政策4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」の「目指す方向」の2つ目において記述していますので、原案どおりとします。
110	29	電気エネルギーだけに頼らないための取り組みが必要。太陽熱温水器や、薪ストーブ、雨水タンク、コンポストトイレなど、小さな循環型エネルギーの社会を目指すべき。	循環型社会の形成については、重点政策「4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」の「施策2 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現」に位置づけており、ご意見を参考にしながら取り組んでまいります。
111	30	太陽光発電については、無秩序な山林伐採や雨水対策などが行われていることから環境保全の配慮が必要であり、「【施策3】地域主導による環境保全に配慮した持続発展可能な「地産地消型」「自立分散型」の新しいエネルギー社会づくり」に修正すべき。	新しいエネルギー社会は環境に配慮したものであり、原案どおりとします。
112	30 32	太陽光発電の導入量について、固定買取価格の見直しなどの社会情勢が変化している中、木質バイオマスや水力発電などを含めた自然エネルギー全般の指標に見直しはどうか。	太陽光発電だけでなく小水力発電、バイオマス発電など総合的に、再生可能エネルギーの導入促進を図っていくことが必要であることから、ご意見を踏まえて、次のとおり修正します。
113	30 32	太陽光発電の導入量について、電力各社が再生可能エネルギーの固定価格買取契約を留保する事態になっており、平成30年度の目標数値を下方修正する必要があるのではないか。	【修正前】 「太陽光発電の導入量 〔平成25年度 22.0万kW → 平成30年度 42.2万kW 〕」 【修正後】 「再生可能エネルギーの発電導入量 〔平成25年度 22.2万kW → 平成30年度 47.2万kW 〕」
114	30 32	太陽光発電の導入が指標とされているが、傾斜地はともかく、農業や自然環境を考えると、再考すべき。	
115	30 32	太陽光発電導入量より優先して節電・省エネ・省資源の数値目標を挙げてほしい。	滋賀県低炭素社会づくり推進計画において、家庭1世帯あたりの年エネルギー使用量の2015年(平成27年)の目標値を掲げています。今後、この計画を改定する予定であり、ご意見も踏まえて検討してまいります。
4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現			
116	31	琵琶湖において外来種水草の異常繁茂による被害が課題となっており、重点的に取り組むべき課題として明確化するため、「…外来種を含む水草の異常繁茂などの課題…」に修正してほしい。	「現状と課題」の2つ目で、外来生物の移入の課題を記述しており、原案どおりとします。
117	31	オオバナミズキンバイへの対応は現段階での対応が非常に重要であることから、琵琶湖生態系の保全の例示として特に記述する必要があり、目指す方向に「水草の異常繁茂への対応」を追記してほしい。	ご指摘の趣旨については、「琵琶湖生態系の再生」に位置づけており、今後も引き続き取り組んでまいります。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
118	31	琵琶湖以外にも多様な自然があり、それらの再生と継承も必要であり、施策「『琵琶湖』以外の自然環境の再生と継承に係る施策展開」を追加してはどうか。	「施策1 琵琶湖環境の再生・継承」は、琵琶湖をはじめとする自然全体を対象としており、原案どおりとします。
119	31	このすばらしい滋賀の自然を未来に手渡していくため、子どもたちに環境教育を実践すべき。	「施策3 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造」において、環境への関心と問題解決能力を高め、主体的に実践行動できる人育てを目指し、環境学習の充実に取り組むこととしており、今後も取り組んでまいります。
5 豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信			
120	33	滋賀が減農薬だとうたわれていても、びわこを持つ湖国としての意識レベルが低い。もっと質的なものを追求する規制や政策をすべき。	安全・安心な農林水産物の生産については、重点政策「5 豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信」の「施策1 滋賀の強みを活かした農林水産業振興と魅力ある農山漁村づくり」に位置づけており、琵琶湖をはじめとする環境に配慮した「環境こだわり農業」をさらに推進してまいります。
121	33	地域産業の活性化・振興は、地域の発展・住民生活の安定的向上に不可欠であるが、無理なブランド化は負の遺産となる。主体を明確にして取り組むべき。	ブランド化はこれまで一定の成果を上げてきた取組を再構築して展開することを検討しています。 なお、ご提案の趣旨については、重点政策や部門別計画の施策を具体化する中でも留意してまいります。
122	33	滋賀にはパワーのある人たちがたくさんおり、大きな資源。その資源を滋賀のブランドとして捉え、全国に発信するマルシェなどを開催すべき。	農林水産物をはじめとして滋賀ならではの素材や強みを全国に発信する取組については、「施策2 滋賀のブランド力向上と地産地消の推進」および「施策3 「滋賀ならではの」特色を活かした、魅力あふれる観光の創造」に位置づけており、「目指す方向」の2つ目を、次のとおり追記修正します。 【修正前】 「…農林水産物の流通・販売の促進や地産地消の取組を進めるとともに…」 【修正後】 「…農林水産物の流通・販売の促進や地産地消の推進、地域の産品および資源の価値・情報を発信する取組を進めるとともに…」
123	33	滋賀は「びわこ」を中心にし、商業が発展してきた土地、「びわこ」の環境を守り、県全体をつなぐための事業として、「びわこマルシェ」の構想を盛り込んでいただきたい。	【修正前】 「…農林水産物の流通・販売の促進や地産地消の取組を進めるとともに…」 【修正後】 「…農林水産物の流通・販売の促進や地産地消の推進、地域の産品および資源の価値・情報を発信する取組を進めるとともに…」
6 「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造			
124	35	財政支援策を設けて施設を充実するとともに、文化ボランティア、スポーツボランティア等のサークル化やネットワーク化を図り参加人口の増大につなげるべき。	スポーツ活動の充実やボランティア促進は、「施策3 県民が元気になるスポーツ振興と県民総参加による国体・全国障害者スポーツ大会の開催」に位置づけており、ご意見を参考にしながら取り組んでまいります。
7 人や「もの」が行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現			
125	37	「現状と課題」に路線バスの輸送人員が減少傾向にあるとの記述があり、地域を支える公共交通として重要。「目指す方向」と「目標とする指標」に路線バスに関する記述を加えるべき。	「目指す方向」では、「バス利用環境の維持・改善」として記述しています。
126	37	地域内循環交通機関の健全運営に成功事例がない。高齢者や交通弱者の交通手段として欠かせないものであり、成功させていきたい。	ご指摘のとおり、公共交通を取り巻く環境は厳しい状況が続いていますが、今後、重点政策や部門別計画の施策を具体化する中で、市町や事業者、関係機関等と連携して検討してまいります。
127	37	地域を支える公共交通ネットワークの整備を推進するためには、各市町との関係の強化が必須であり、目指す方向の1つ目に「市町との関係を強化しながら」を追記すべき。	公共交通を含め、多くの施策において市町と連携して取り組むことが必要であると認識しており、「第3 基本理念と5つの目指す姿」の「3基本構想の推進」や「第4 行政経営方針」において、「市町との連携」を記述しており、すべての政策につながる方針であることから、原案どおりとします。
128	37	地域を支える公共交通ネットワークの整備に、平坦部が多く、地域間の移動もスムーズな地形に恵まれた滋賀県だからこそ自転車の活用が有効ではないか。	エコ交通の普及については、重点政策「4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」の「施策2 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現」に位置づけており、取り組んでまいります。 なお、重点政策4の「目指す方向」の2つ目を、次のとおり追記修正します。 【修正前】 「…エコ交通の普及や再生可能エネルギーなどの導入促進を図ります。」 【修正後】 「…公共交通機関や自転車の利用など人と環境に優しいエコ交通の普及や再生可能エネルギーなど…」
129	37	原子力発電所事故に備え、すべての県民が被ばくしないで避難できる計画の策定と訓練の実施と準備を進めるべき。	「施策2 災害に強い県土づくりと、自助・共助による地域防災力の向上」において、原子力をはじめ防災対策の充実・強化を位置づけており、万が一原子力災害が起こった場合に影響を受けるおそれがある本県として、避難計画の策定や防災訓練の実施等により多重防護体制の確立に取り組んでまいります。

滋賀県基本構想案(案)の概要

平成26年11月25日

はじめに

1 基本構想の性格

「滋賀県基本構想」は、県政の総合的な推進のための指針となるものであり、各分野の部門別計画、ビジョンの基本となるものです。

県民や各種団体、企業などと理念を共有し、その実現に向けて、ともに取組を進めていただくための将来ビジョンでもあります。

2 基本構想の構成

この基本構想は、時代の潮流と課題を踏まえ、これからの滋賀を築いていくための基本理念を掲げ、一世代後となる平成52年(2040年)頃を展望し、長期的な視点から滋賀の目指す姿を明らかにする「長期ビジョン編」と、今後4年間に先駆的、重点的に取り組むべき政策を掲げる「重点政策編」で構成しています。

3 基本構想の計画期間

計画期間は、「重点政策編」の計画期間とし、平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)までの4年間とします。

第1章 長期ビジョン編

現行基本構想の
総点検結果を反映

第1 時代の潮流と課題

本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行、東日本大震災等を契機とした大規模な地震災害とエネルギー政策などへの不安の高まり、これまでに経験したことのない異常気象による水害・土砂災害の恐れ、経済・社会のグローバル化の進行など、「滋賀県基本構想」策定後の本県を取り巻く情勢は大きく変化しており、時代の大きな転換期を迎えています。

その中で、さまざまな課題への対応が十分できていないと、将来に対する不安が生じ、豊かさを実感できないこととなります。

1 本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

- 本格的な人口減少社会の到来
- 少子化による生産年齢人口の大幅な減少
- 高齢化による医療・介護需要の増大

3 暮らしを取り巻く状況の変化

- 全員参加型社会の必要性の高まり
- 心身の健康に対する不安の高まり
- 子どもを取り巻く課題と教育への期待の高まり
- 文化芸術・スポーツによる地域活性化の期待

2 価値観の多様化とつながりの希薄化

4 経済のグローバル化と本県の産業の動向

- 経済のグローバル化
- 本県の産業の動向と振興を図るべき産業
- 様々な役割を担う農林水産業

2

5 エネルギーをめぐる社会情勢の変化

6 複雑化・多様化する環境問題

- 地球温暖化の進行
- 琵琶湖の環境の変化
- 生物多様性の損失
- 廃棄物の減量化・資源循環の推進

8 災害などへの不安を取り除く安全・安心な県土づくり

- 自然災害の多発と安全・安心に対する不安の高まり
- 社会資本の老朽化
- 身近な犯罪や事故、感染症等の発生

7 新たな広域ネットワークの形成による人やものの流れの変化

9 地方自治を取り巻く状況の変化

- 地方分権改革の進展
- 増大する財政需要への対応

3

第2 滋賀の強み

1 とともに地域を支え合う多彩な人

2 未来を創造する技術やノウハウ

3 誇りを高める歴史・文化

4 滋賀の発展を支える地の利

5 恵みをもたらす豊かな自然

第3 基本理念と5つの目指す姿

1 基本理念

**夢や希望に満ちた 豊かさ実感・滋賀
～みんなでつくろう！ 新しい豊かさ～**

本格的な人口減少社会の到来など時代の大きな転換期を迎え、経済・社会が成熟し、今後、かつてのような経済成長が望めなくなる中、様々な課題への対応が十分できていないため、将来に対する不安感や閉塞感が広がっています。このため、将来に対する不安を安心に変え、夢や希望を抱くことができる豊かな社会を築くことが求められています。

滋賀には、これまでから時代とともに変化する様々な課題に向き合いながら、次世代のために美しい琵琶湖を守り続けてきた先人たちの歴史と伝統があります。この歴史と伝統に学びながら、滋賀の強みを活かし、次世代のことも考えた、新しい豊かさを追求します。

現在の豊かさだけでなく、将来の豊かさを実現するために今なすべきことを、県民一人ひとりが考え、行動することで、夢や希望を抱き、幸せや豊かさを実感できる滋賀の実現を目指します。

6

滋賀からみんなで作る新しい豊かさ

「自分」の豊かさ
～「今」の豊かさ
「もの」の豊かさ



みんなが 将来も持続的に 実感できる
「心」の豊かさ

県民一人ひとりが考え、行動することで
つながり・調和のある 豊かさ実感・滋賀を実現



「5つの目指す姿」

7

2 5つの目指す姿

基本理念の実現に向けて、「ひと」、「地域の活力」、「自然・環境」、「県土」、「安全・安心」の視点から、ほぼ一世代後となる平成52年(2040年)頃にも「このように豊かでありたい」と願う望ましい姿を、県民からの提案等を参考にしながら、5つの目指す姿として描いています。

人口減少・超高齢社会やエネルギーの制約をはじめ時代の潮流と課題を踏まえつつ、滋賀の強みを活かしながら、豊かさの実現に向けて、みんなで一緒に取り組む必要があります。

(1) 「ひと」

互いに支え合い、誰もが自らの能力を
発揮し活躍する夢や希望に満ちた滋賀

(2) 「地域の活力」

滋賀の力を伸ばし、活かす
誇りと活力に満ちた滋賀

(3) 「自然・環境」

美しい琵琶湖を大切にする
豊かな自然と共生する滋賀

(4) 「県土」

暮らしと産業を支える基盤が整い
人ともものが行き交う元気な滋賀

(5) 「安全・安心」

将来への不安を安心に変え
安全・安心に暮らせる滋賀

8

3 基本構想の推進

1 基本的な考え方

- ・県民の参画と多様な主体との対話・共感・協働の推進、市町との連携強化、部局間連携により、効果的に施策を展開
- ・情勢の変化や地域の実情に応じて、弾力的に施策を展開、基本構想の見直しにも柔軟に対応

2 重点政策の展開

- ・基本理念や「5つの目指す姿」を実現するために、4年間で先駆的・重点的に取り組むべき政策を重点政策として展開
- ・重点政策を推進するため実施計画を策定して事業実施、毎年度の施策構築で必要に応じて弾力的に見直し

3 各分野の部門別計画等の展開

- ・県民に対する基本的なサービスとして継続的に実施していく施策は、各分野の部門別計画に基づき実施

4 進行管理

- ・「重点政策編」に設定する「平成30年度の目標とする指標」等により、基本構想の進行状況を毎年度把握、県民に公表

9

第4 行政経営方針

1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携

- ・対話と共感による「県民が主役の県政」を実現するため、職員一人ひとりが県民との積極的な対話を心がけ、県民の声を県政に活かす
- ・県民をはじめ、NPO、企業、大学等の多様な主体との協働・連携により、それぞれの特性や強みを活かしながら、地域課題や行政ニーズにきめ細かく対応

2 地方分権のさらなる推進

- ・地方分権改革に係る国の提案募集方式等への適切な対応、県の課題解決や地方税財政の充実強化に向けた政策提案活動の推進により、地方分権を促進
- ・大規模災害への備えやエネルギー問題など広域的課題に適切に対応するため、関西広域連合の取組をはじめ、中部圏、北陸圏との広域連携を一層推進
- ・住民に最も身近な基礎自治体である市町との連携により人口減少問題や地域振興対策等の課題に適切に対応、権限移譲や事務の共同化を推進、県民サービスの向上や効果的な事務の執行

3 質の高い行政サービス

- ・「人材・組織マネジメント」による職員の意欲や能力の向上および県庁力の最大化
- ・「業務マネジメント」による県民サービスの向上および行政の効率化
- ・「公共施設等マネジメント」による公共施設等の質・量の最適化、長寿命化、更新コストの平準化等推進
- ・「財務マネジメント」による持続可能な財政基盤の確立

10

第2章 重点政策編

基本理念のもと、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりを進め、長期ビジョン編で描いた平成52年(2040年)頃の「目指す姿」を実現していくために、これからの4年間で先駆的・重点的に取り組むべき政策を示す。

「ひと」

- 1 子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現
- 2 すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現

「自然・環境」

- 4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現

「地域の活力」

- 3 滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造
- 5 豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信
- 6 「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造

夢や希望に満ちた 豊かさ実感・滋賀
～みんなで作ろう！ 新しい豊かさ～

「県土」「安全・安心」

- 7 人やものが行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現

11

1 子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現

- 子どもを安心して生み育てるための切れ目のない支援
- 子どもの「たくましく生きる力」を育む教育の推進
- 若者や女性が働き、活躍できる社会づくり

3 滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造

- 滋賀の潜在資源を活かした地域産業の育成と海外展開支援
- これからの時代を切り拓くイノベーションの創出
- 地域主導による「地産地消型」・「自立分散型」の新しいエネルギー社会づくり

2 すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現

- 高齢者や障害者をはじめ、誰もが働き、活躍できる社会づくり
- 健康寿命を伸ばすための予防を重視した健康づくりの推進
- 地域を支える医療福祉・在宅看取りの推進

4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現

- 琵琶湖環境の再生と継承
- 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現
- 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

12

5 豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信

- 滋賀の強みを活かした農林水産業振興と魅力ある農山漁村づくり
- 滋賀のブランド力向上と地産地消の推進
- 「滋賀ならではの」特色を活かした、魅力あふれる観光の創造

6 「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造

- 東京オリンピック・パラリンピックで元気な滋賀づくり
- 地域を元気にする文化振興と「美の滋賀」づくり
- 県民が元気になるスポーツ振興と県民総参加による国体・全国障害者スポーツ大会の開催

7 人やものが行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現

- 交通ネットワークの充実と社会インフラの戦略的維持管理
- 災害に強い県土づくりと自助・共助による地域防災力の向上
- 犯罪の起きにくい社会づくりと事故のない交通環境の構築

13

審議および策定スケジュール

- (1) 第1回審議会(平成25年12月4日)
 - ・時代の潮流と県政の方向性について
- (2) 第2回審議会(平成26年2月17日、19日、24日)※3部会に分かれて審議
 - ・県政の課題と方向性について
- (3) 第3回審議会(平成26年6月4日)
 - ・現行基本構想の総点検案について
- (4) 第4回審議会(平成26年8月22日)
 - ・諮問
 - ・新たな基本構想の策定の考え方について
- (5) 第5回審議会(平成26年9月18日)
 - ・基本構想素案
- (6) 第6回審議会(平成26年10月2日)
 - ・基本構想答申案

14

- (7) 県民政策コメントの実施(平成26年10月上旬～11月上旬)
- (8) 11月定例会議へ構想案の策定状況を報告(平成26年12月上旬)
- (9) 2月定例会議に構想案を提出(平成27年2月下旬)

15

政策・土木交通常任委員会資料 1-4
平成26年(2014年)11月25日(火)
総合政策部企画調整課

滋賀県基本構想案(案)

平成26年11月25日
滋賀県

目 次

はじめに

1 基本構想の性格	1
2 基本構想の構成	1
3 基本構想の計画期間	1

第1章 長期ビジョン編

第1 時代の潮流と課題	2
1 本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行	2
(1) 本格的な人口減少社会の到来	
(2) 少子化による生産年齢人口の大幅な減少	
(3) 高齢化による医療・介護需要の増大	
2 価値観の多様化とつながりの希薄化	4
3 暮らしを取り巻く状況の変化	4
(1) 全員参加型社会の必要性の高まり	
(2) 心身の健康に対する不安の高まり	
(3) 子どもを取り巻く課題と教育への期待の高まり	
(4) 文化芸術・スポーツによる地域活性化の期待	
4 経済のグローバル化と本県の産業の動向	7
(1) 経済のグローバル化	
(2) 本県の産業の動向と振興を図るべき産業	
(3) 様々な役割を担う農林水産業	
5 エネルギーをめぐる社会情勢の変化	8
6 複雑化・多様化する環境問題	8
(1) 地球温暖化の進行	
(2) 琵琶湖の環境の変化	
(3) 生物多様性の損失	
(4) 廃棄物の減量化・資源循環の推進	
7 新たな広域ネットワークの形成による人やものの流れの変化	10
8 災害などへの不安を取り除く安全・安心な県土づくり	11
(1) 自然災害の多発と安全・安心に対する不安の高まり	
(2) 社会資本の老朽化	
(3) 身近な犯罪や事故、感染症等の発生	
9 地方自治を取り巻く状況の変化	12
(1) 地方分権改革の進展	
(2) 増大する財政需要への対応	

第2 滋賀の強み

- 1 ともに地域を支え合う多彩な人 13
- 2 未来を創造する技術やノウハウ 13
- 3 誇りを高める歴史・文化 13
- 4 滋賀の発展を支える地の利 14
- 5 恵みをもたらす豊かな自然 14

第3 基本理念と5つの目指す姿

- 1 基本理念 15
- 2 5つの目指す姿 16
 - (1) 「ひと」
 - (2) 「地域の活力」
 - (3) 「自然・環境」
 - (4) 「県土」
 - (5) 「安全・安心」
- 3 基本構想の推進 21
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 重点政策の展開
 - (3) 各分野の部門別計画等の展開
 - (4) 進行管理

第4 行政経営方針 22

- 1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携
- 2 地方分権のさらなる推進
- 3 質の高い行政サービスの提供

第2章 重点政策編 23

- 1 子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現 25
- 2 すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現 . . . 27
- 3 滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造 . . . 29
- 4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現 . . . 31
- 5 豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信 33
- 6 「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造 35
- 7 人やものが行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現 37

はじめに

1 基本構想の性格

「滋賀県基本構想」は、県政の総合的な推進のための指針となるものであり、各分野の部門別計画、ビジョンの基本となるものです。

県民や各種団体、企業などと理念を共有し、その実現に向けて、ともに取組を進めていただくための将来ビジョンでもあります。

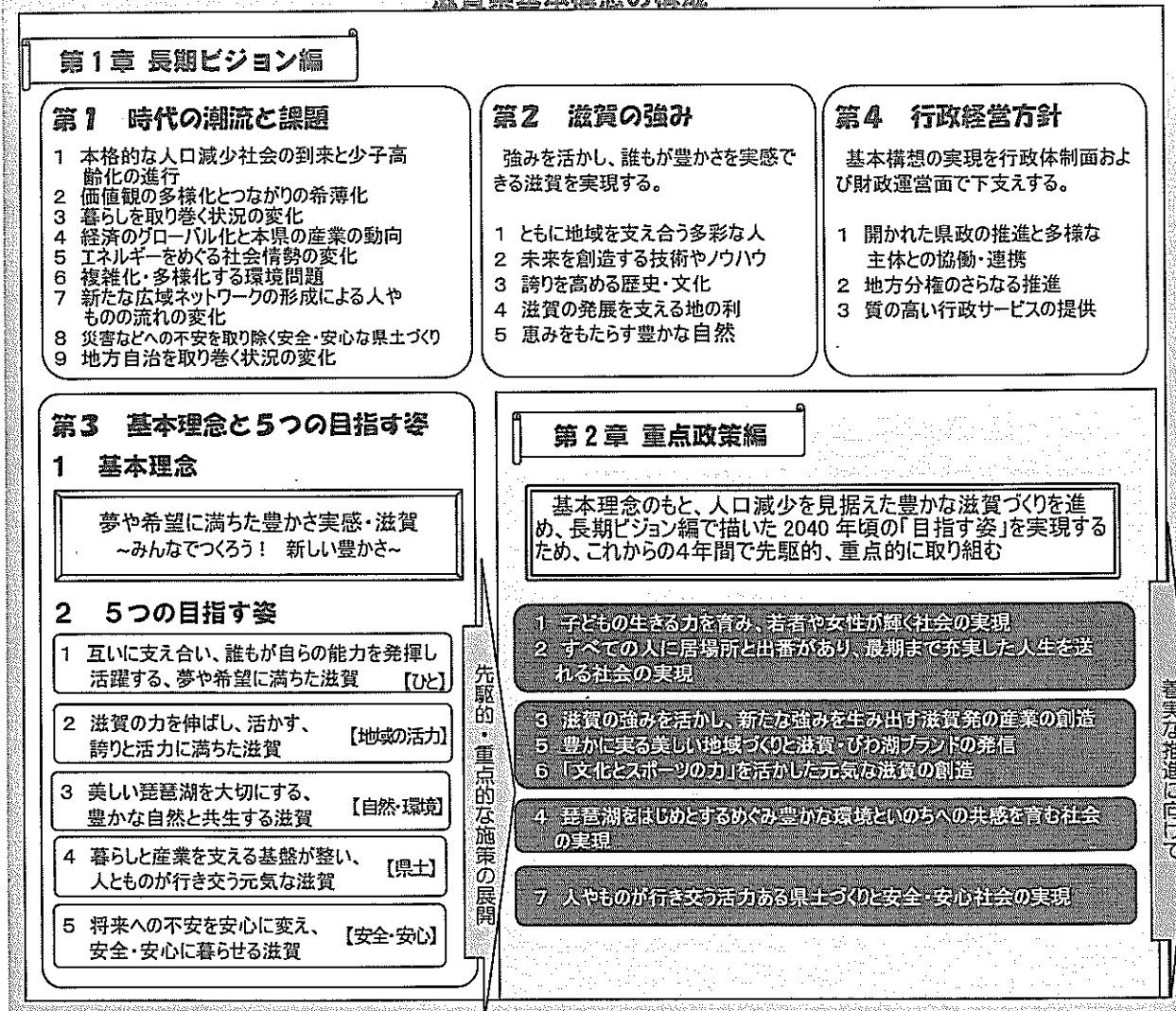
2 基本構想の構成

この基本構想は、時代の潮流と課題を踏まえ、これからの滋賀を築いていくための基本理念を掲げ、一世代後となる平成52年(2040年)頃を展望し、長期的な視点から滋賀の目指す姿を明らかにする「長期ビジョン編」と、今後4年間に先駆的・重点的に取り組むべき政策を掲げる「重点政策編」で構成しています。

3 基本構想の計画期間

計画期間は、「重点政策編」の計画期間とし、平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)までの4年間とします。

滋賀県基本構想の構成



第1章 長期ビジョン編

第1 時代の潮流と課題

- 1 本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行
- 2 価値観の多様化とつながりの希薄化
- 3 暮らしを取り巻く状況の変化
- 4 経済のグローバル化と本県の産業の動向
- 5 エネルギーをめぐる社会情勢の変化
- 6 複雑化・多様化する環境問題
- 7 新たな広域ネットワークの形成による人やものの流れの変化
- 8 災害などへの不安を取り除く安全・安心な県土づくり
- 9 地方自治を取り巻く状況の変化

第2 滋賀の強み

強みを活かし、誰もが豊かさを実感できる滋賀を実現する。

- 1 ともに地域を支え合う多彩な人
- 2 未来を創造する技術やノウハウ
- 3 誇りを高める歴史・文化
- 4 滋賀の発展を支える地の利
- 5 恵みをもたらす豊かな自然

第4 行政経営方針

基本構想の実現を行政体制面および財政運営面で下支えする。

- 1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携
- 2 地方分権のさらなる推進
- 3 質の高い行政サービスの提供

第3 基本理念と5つの目指す姿

1 基本理念

夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀
～みんなでつろう！ 新しい豊かさ～

2 5つの目指す姿

- 1 互いに支え合い、誰もが自らの能力を発揮し活躍する、夢や希望に満ちた滋賀 【ひと】
- 2 滋賀の力を伸ばし、活かす、誇りと活力に満ちた滋賀 【地域の活力】
- 3 美しい琵琶湖を大切に、豊かな自然と共生する滋賀 【自然・環境】
- 4 暮らしと産業を支える基盤が整い、人ともが行き交う元気な滋賀 【県土】
- 5 将来への不安を安心に変え、安全・安心に暮らせる滋賀 【安全・安心】

第2章 重点政策編

基本理念のもと、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりを進め、長期ビジョン編で描いた2040年頃の「目指す姿」を実現するため、これからの4年間で先駆的、重点的に取り組む

- 1 子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現
- 2 すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現
- 3 滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀系の産業の創造
- 5 豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信
- 6 「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造
- 4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現
- 7 人やものが行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現

着実な推進に向けて

実施計画に基づき事業実施

県民に対する基本的なサービスの展開

各分野の部門別計画など

基本構想に掲げる将来の姿を実現するため、県民に対する基本的なサービスなどについては、各分野の部門別計画等を基本に毎年度の施策を構築する中で、県民ニーズを踏まえながら、効果的・弾力的に展開します。

第1章 長期ビジョン編

第1 時代の潮流と課題

平成23年(2011年)3月に「滋賀県基本構想」を策定し、滋賀の強みを活かした施策を展開してきましたが、本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行、東日本大震災等を契機とした大規模な地震災害とエネルギー政策などへの不安の高まり、これまでに経験したことのない異常気象による水害・土砂災害の恐れ、経済・社会のグローバル化の進行など、策定後の本県を取り巻く情勢は大きく変化しており、時代の大きな転換期を迎えています。

その中で、様々な課題への対応が十分できていないと、将来に対する不安が生じ、豊かさを実感できないこととなります。

1 本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

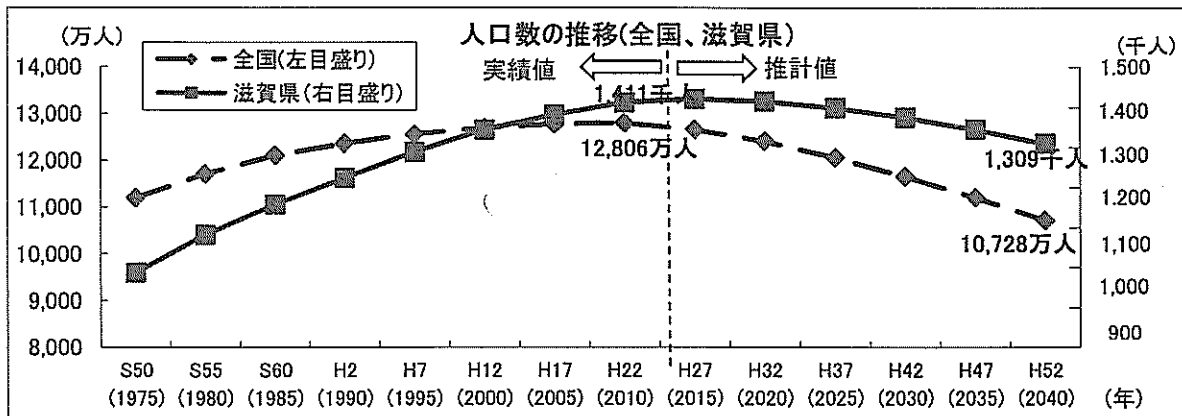
(1) 本格的な人口減少社会の到来

我が国は、平成17年(2005年)から1億2800万人前後で推移していた人口が、平成23年(2011年)以降減少し続け、これまで世界に例がない速度で高齢化が進行する人口減少・超高齢社会が到来しています。

人口減少社会では、経済活動の低下、過疎化の進行、地域コミュニティの弱体化、防犯・防災力の低下、文化の維持継承と社会資本の適切な管理の困難化など多くの課題の顕在化が危惧されることから、人口減少と少子高齢化を前提とした経済・社会システムに見直していくことが必要となっています。

本県の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成27年(2015年)前後に約142万人をピークに減少に転じるとされていますが、平成26年(2014年)10月1日現在の本県の人口(推計値)は前年比較では48年ぶりの減少となっており、本県でも人口減少局面に入ったと推測されます。

(図1) 日本の都道府県別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所より作成)

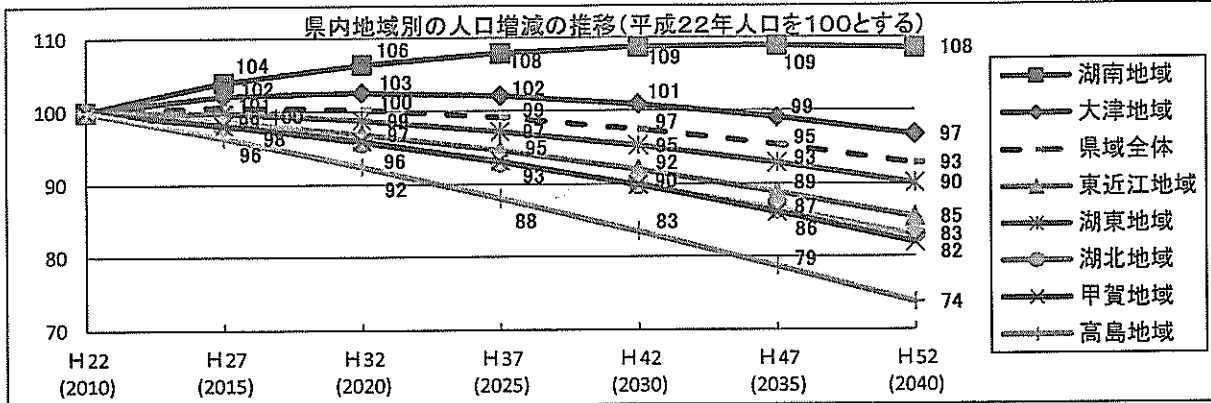


地域別に見ると、大津地域*1は平成32年(2020年)頃まで増加し、南部地域*1は平成47年(2035年)頃まで増加すると予測される一方、東近江地域や湖東地域、湖北地域、甲賀地域、高島地域*2では、既に人口減少に転じています。

*1 大津地域は大津市のこと、南部地域：は草津市・守山市・栗東市・野洲市のこと。

*2 東近江地域お近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町のこと、湖東地域お彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町のこと、湖北地域お長浜市・米原

(図2) 日本の都道府県別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)より作成

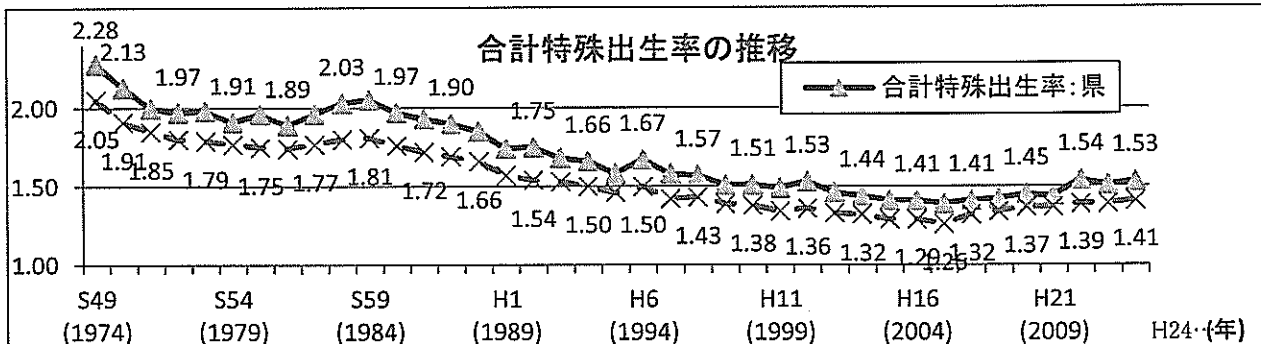


(2) 少子化による生産年齢人口の大幅な減少

本県の年少人口*1(人口割合)は、平成22年(2010年)に約21.1万人(15.0%)でしたが、平成52年(2040年)には約15.3万人(11.7%)まで減少し、生産年齢人口*2の大幅な減少が見込まれており、労働力の不足や県内需要の減少等による経済規模の縮小が危惧されます。

少子化の要因として、子どもを育てるための経済的な負担が重いことや、若者が定職に就けないこと、子育てと仕事を両立させるのが難しいことなど、子どもを生み育てる社会環境の整備が十分でないことが挙げられます。また、晩婚化が進んでいること、未婚率が上昇していることが挙げられます。

合計特殊出生率*3は、近年若干回復傾向にありますが、人口規模を維持できる2.07*4を大きく下回り、少子化がさらに進行することが懸念されます。(図3)人口動態調査:厚生労働省より作成



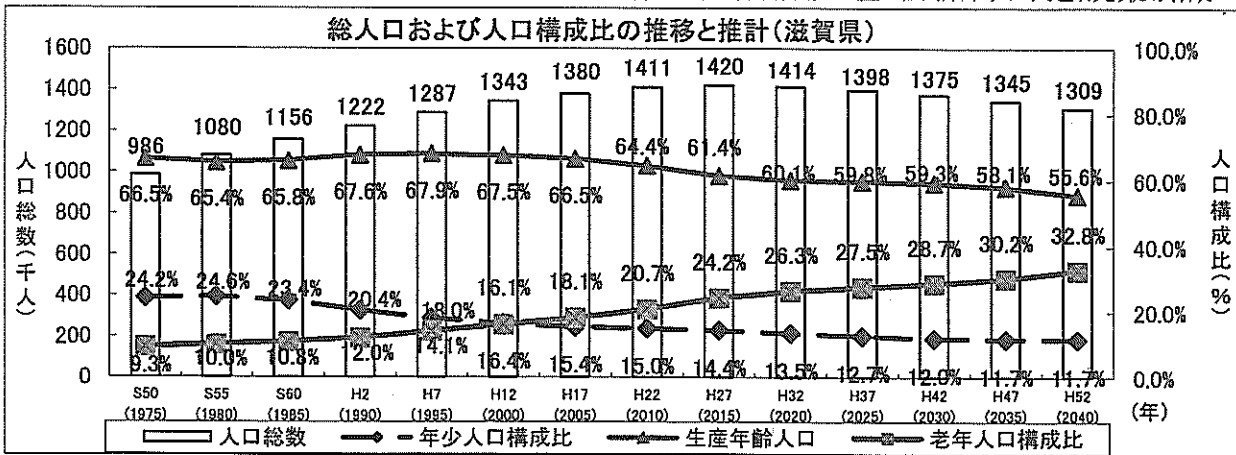
(3) 高齢化による医療・介護需要の増大

急速な高齢化により、本県の老年人口*5(人口割合)は、平成22年(2010年)に約29.2万人(20.7%)でしたが、平成27年(2015年)には約34.4万人(24.2%)となり、超高齢社会*6が到来します。さらに平成52年(2040年)には約42.9万人(32.8%)と人口の3人に1人が65歳以上となり、そのうちの6割を75歳以上の高齢者が占めることが見込まれます。高齢者の急激な増加や年間死亡者数の増加に伴う医療・介護需要の増大への対応が大きな課題となります。

核家族*7化に加え、少子高齢化、未婚率および離婚率の上昇等により、世帯規模は縮小傾向にあり、平成42年(2030年)には単独世帯*8が全世帯の3分の1を超え、特に高齢者単独世帯が大幅に増加する見込みです。このため、一人暮らしの高齢者や要介護認定者などを地域社会全体で見守ることが求められています。

*1 年少人口: 0歳から14歳までの人口のこと。
 *2 生産年齢人口: 15歳から49歳までの人口のこと。
 *3 合計特殊出生率: 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むとされたときの子どもの数。
 *4 人口規模を維持できる2.07: 社人研の推計によると、日本が人口規模を維持するために必要とされる一人の女性が生む子どもの数。
 *5 老年人口: 65歳以上の人口のこと。
 *6 超高齢社会: 65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会のこと。
 *7 核家族: 夫婦と未婚の子、ひとり親と未婚の子、または夫婦のみで構成される家族のこと。
 *8 単独世帯: 世帯人員が一人の世帯のこと。

(図4) 国勢調査(総務省)、日本の都道府県別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所より作成)



2 価値観の多様化とつながりの希薄化

社会や経済の成熟に伴い、物質的な豊かさが一定充足される一方、精神的な豊かさを重視するなど人々の価値観は様々な面で多様化しており、特に東日本大震災の発生を契機に、人と人、地域と人とのつながりの大切さが再認識されています。

人口減少や少子高齢化が進行する中、農山漁村などの一部地域では、地域コミュニティの維持そのものが課題となっています。また、都市部では、核家族化、単独世帯の増加等により、人と人とのつながりが希薄化し、自治会など地域コミュニティへの加入率は低下傾向にあります。

その一方で、「社会のために役立ちたい」という意志を持つ人々は多く、NPO*1 やボランティアなど多様な主体による地域課題を自主的に解決する活動が展開され、自治会など地域コミュニティとの連携も期待されるとともに、ICT化*2 の進展に伴い、ツイッターやフェイスブックなどのSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)が急速に普及しており、その機能を活かして世代や空間を超えた新たなつながりが期待されています。

3 暮らしを取り巻く状況の変化

(1) 全員参加型社会の必要性の高まり

若者は、様々な理由により早期に離職する人が多く、他の年齢層と比べて完全失業率も高い状況です。キャリア教育や人材育成、就職活動支援の強化が必要です。

女性の労働力率*3 は、結婚や出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」*4 を描いています。また、管理的な職業に従事する者に占める女性の割合は全国平均より低く、女性の潜在的な力が十分発揮されていない状況です。働きたい女性が仕事と家庭を両立しながら働き続けることができ、能力を発揮できる環境整備が必要です。男性の働き方の見直しなど社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現が求められています。

高齢者もライフスタイルや希望に応じて、いつまでも働き続けられる環境を整備することが求められています。また、障害者の働きたいという思いが十分に実現できていない状況にあります。

留学生を含め外国人住民が持つ語学力や知識、技術、国際感覚、創造力などの多様性を通じ、地域の活性化やグローバル化などに貢献できる環境整備が求められています。

*1 NPO: 民間非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、地域の課題の解決などを目的に公共的・社会的な公益活動を行う組織・団体

*2 ICT化: コンピュータ、インターネット、携帯電話などを用いた情報処理と通信に関する技術およびその応用が進展すること。

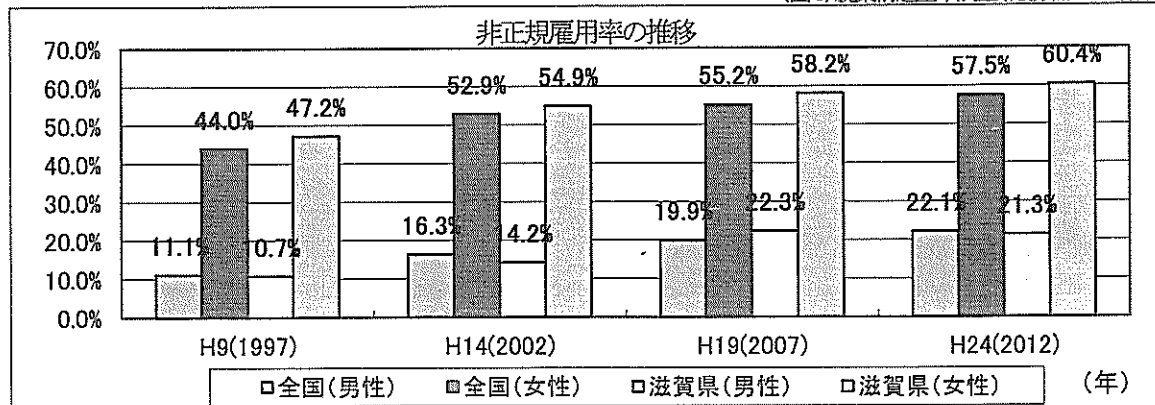
*3 労働力率: 生産年齢人口(15歳以上人口)中に占める労働力人口(労働の意思と能力を持っている人口)の比率のこと。

*4 M字カーブ: 女性の労働力率が、結婚・出産期の年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する状態のこと。

雇用形態の多様化に伴う非正規雇用の拡大により、「ワーキングプア」*1 と呼ばれる低賃金労働者が増加し、所得、さらには生活そのものについての格差の拡大、子どもの貧困率*2 の上昇が課題となっています。

人口減少社会を迎え、若者や女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが活躍できる場があり、働き続けられる環境を整備し、全員参加型社会を実現することが求められています。

(図5) 就業構造基本調査(総務省)より作成



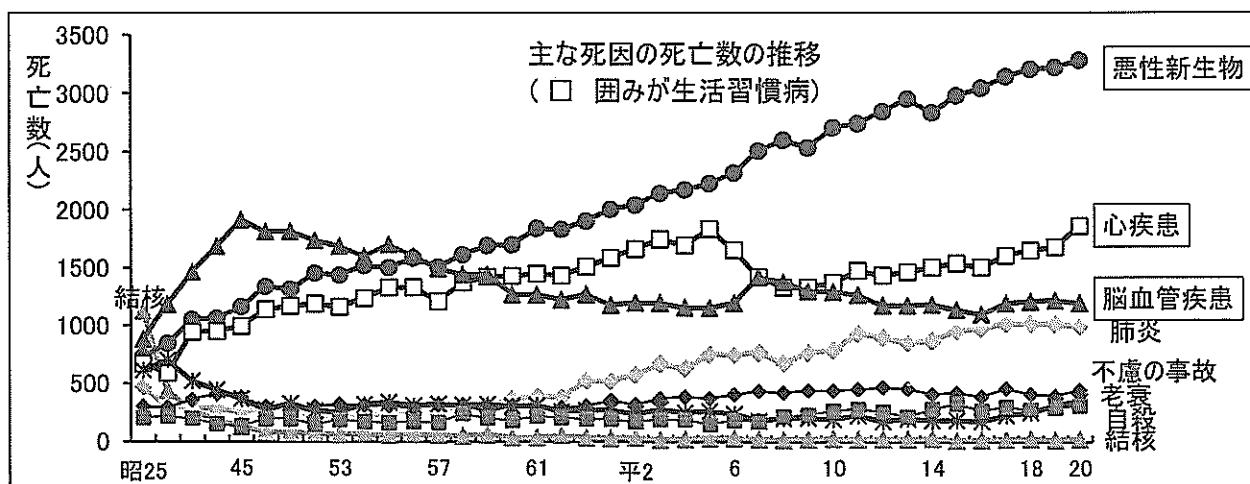
(2) 心身の健康に対する不安の高まり

ライフスタイルや食生活の変化に伴い、生活習慣病*3が増加しており、死亡者数の約6割を占めています。平均寿命は男女ともに全国平均を上回っていますが、女性の健康寿命は全国最下位となるなど、県民の健康維持に課題があります。

医師数は増加していますが、依然として全国平均を下回っており、病院の常勤医師の不足や救急医療体制に課題があるほか、診療科目の偏在、さらに高齢化の進行に伴う医療・介護需要の増大など、医療・介護のセーフティネットへの不安があります。

自殺者数は、年間300人前後で推移しており、こころの健康づくりやそれぞれのケースに応じた支援など総合的な自殺対策が必要です。

(図6) 人口動態統計(厚生労働省)より作成



(3) 子どもを取り巻く課題と教育への期待の高まり

核家族化やICT化の進展など子どもを取り巻く状況が大きく変化中、子どものたくましく生きる力を育むことが求められています。

*1 ワーキングプア：正社員としてもしくは正社員並みに働いても、生活保護の水準以下の収入しか得られない就労層のこと。

*2 子どもの貧困率：平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合のこと。

*3 生活習慣病：食事習慣、運動習慣、喫煙および飲酒などの好ましくない生活習慣の積み重ねが原因となっておこる疾患の総称。糖尿病、高脂血症、虚血性心疾患など。

全国学力・学習状況調査では、全国平均を下回る傾向が続いており、基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲の向上と学習習慣の定着を図ることが求められています。また、外国語能力、コミュニケーション能力の向上や職業教育など、子どもが社会の変化に対応し、新しい時代を切り拓くために必要となる知識・能力の育成が求められています。

子どもの体力・運動能力は、昭和60年頃に比べて低下しており、体力向上のための取組が必要となっています。

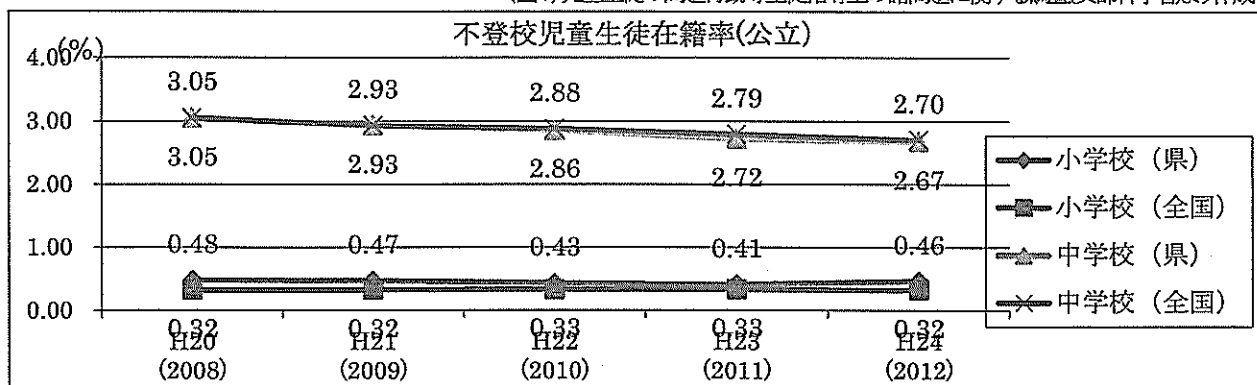
いじめ問題をはじめ、不登校児童生徒の在籍率が小学校で全国平均より高いこと、暴力行為の問題など、子どもの人権や命に関わる課題も生じていることから、きめ細かな対応が求められています。

児童虐待相談件数は、年々増加を続けており、子どもの心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるなど、深刻な問題となっています。

特別支援学校や特別支援学級の児童生徒数、発達障害等により支援が必要な児童生徒数は増加しています。また、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組みの構築が求められています。

これら教育課題等の解決に向け、学校はもとより家庭や地域における教育力の向上が求められています。

(図7)児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)より作成



(4) 文化芸術・スポーツによる地域活性化の期待

1年間に文化創作活動を行った県民の割合は7割に達していますが、博物館1館当たりの入館者数は全国平均より低く、文化施設や地域のイベントなどで活動する文化ボランティアも必要とされています。

国内外に誇ることのできる文化として文化財を挙げる県民の割合は6割を超えますが、県外の認知度が低く、活用と情報発信が課題となっています。

また、週1回以上スポーツを行っている人の割合は全国の数値を下回っています。県内にプロ野球やJリーグのチームがなく、プロスポーツ観戦の機会が少ない状況です。国民体育大会等に向けて優秀なスポーツ指導者を養成・確保する必要があります。

国内では平成32年(2020年)のオリンピック・パラリンピック東京大会をはじめ、大規模なスポーツイベントの開催を控え、本県でも、平成33年(2021年)に関西ワールドマスターズゲームズ2021、平成36年(2024年)に第79回国民体育大会と第24回全国障害者スポーツ大会を開催することとしています。また、新生美術館の整備や琵琶湖博物館のリニューアルなどを進めています。

人口減少に伴い地域の活力が失われることが危惧される中、人々の楽しみとなり、人と人をつなぎ、地域を活性化する「文化とスポーツの力」が求められています。

4 経済のグローバル化と本県の産業の動向

(1) 経済のグローバル化*1

国際貿易や分業の進展により、経済的な相互依存関係が世界規模で深まるとともに、ICT化の進展により、国境を越えた人・もの・資金・情報の移動が一段と加速しています。

また、関税の撤廃による貿易の自由化の流れの中、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定*2 の交渉等の動向に対して、適切に対応していくことが求められます。

中国や南西アジアなどアジア地域の経済成長は著しく、世界経済を引っ張るとともに、国民の所得も飛躍的に増加しており、市場としても拡大しています。本県の経済の活性化を図るため、これらの市場の需要を獲得することが重要となっています。

世界的に人口が増加している中で、資源エネルギーをはじめ水・食料、環境・気候変動などに関する様々な問題が顕在化してきています。

(2) 本県の産業の動向と振興を図るべき産業

国内の経済は、バブル経済*3 崩壊後の長期のデフレ状態から、ようやく回復基調となってきました。一方で、本格的な人口減少社会を迎える中で、これまでのような右肩上がりの経済成長は望めない状況にあります。こうした状況を踏まえつつ、国の施策を有効に活用しながら、本県の強みを活かした産業振興を図っていくことが重要です。

そのような中で、本県が力強く持続的な発展を遂げていくためには、国内外の需要を新たに開拓するとともに、付加価値が高く、我が国や世界が直面している課題解決に貢献する商品やサービス、ビジネスモデルなど、成長が見込まれる産業を創出・振興していく必要があります。

本県は、恵まれた立地特性を活かし、これまで全国有数の内陸工業県として発展してきました。特に近年では、輸送機械、化学や電気機械などのマザー工場が立地していることから、今後はグローバル開発拠点としての集積が期待されます。

また、県内外から人々を惹きつけ、人・もの・資金・情報の活発な交流を生み出すことができるよう、地域固有の資源や特性を活用し、付加価値の高いビジネスや魅力ある雇用を創出していくことで地域の活性化を図っていく必要があります。

さらに、地域において、暮らしの身近なニーズに対応し、生活の質の向上につながる商品、サービスの創出を促進していく必要があります。

本県の中小企業・小規模事業者は、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面において、重要な役割を果たしています。

中小企業・小規模事業者を取り巻く状況を見ると、人口減少や少子高齢化によって生産活動を支える労働力や国内需要が減少し、ライフスタイルや意識の変化によって消費行動は変化しています。さらには、アジア等の新興国の台頭や為替変動により、産業の空洞化なども懸念され、また、災害時における産業活動継続のための計画策定など自然災害等に対する危機管理も課題となっています。

(3) 様々な役割を担う農林水産業

世界的な人口増加等により中長期的に食料需給のひっ迫が懸念され、近年40%前後の水

*1 グローバル化：人やもの、資金や情報などが世界的な規模で動き、これに伴う社会における変化やその過程をいう。

*2 環太平洋パートナーシップ協定：アジア太平洋地域において高い自由化を目標とし、非関税分野や新しい貿易課題を含む包括的な協定のこと。輸出依存度の高い日本にメリットが期待される一方、安い輸入品の流入による農業への影響、規制撤廃による食品・医薬品の安全の問題等が懸念されている。

*3 バブル経済：不動産や株式などの資産価格が実態からかけ離れた異常に高騰した経済状況で、バブル (泡) のように大きく膨らんでいる様子に例えられている。日本では、1980年代後半から1990年代前半にかけてのバブル景気のことを指す。

*4 食糧自給率：国内の食料消費が、国産でどの程度賄えているかを示す指標のこと。

準で推移している我が国の食料自給率*4の向上が求められています。

本県の農林水産業は、これまで近江米や近江牛、湖魚など滋賀ならではの豊かな産物を生み出し、食料等の供給だけでなく、県土の保全や水源のかん養、美しい景観の形成、文化の伝承といった多面的な役割を果たしてきました。こうした中で、従事者の減少や高齢化の進行に対応して、担い手の確保・育成を図り、産業として競争力のある農林水産業が今後も持続的に営まれることが必要です。

このため、農業では担い手の経営体質の強化や需要に即した生産の振興が求められるとともに、近江牛の生産振興と他産地との差別化が必要となっています。水産業では漁場環境の改善等による琵琶湖漁業の漁獲量の回復が必要であり、林業ではこれまでの外材依存から国産材利用へと転換が図られる中で、戦後植栽されてきたスギやヒノキの森林資源を有効に利用していくため、林業・木材産業の基盤整備の強化や人材の育成・確保が必要となっています。

また、農山漁村では人口減少や高齢化が進行し、中山間地域をはじめ担い手の確保が困難な地域では営農の継続が難しく、集落の存続も懸念されることから、生産活動が持続的に行われるよう豊かな資源を活かして地域の活性化を図ることが必要です。

5 エネルギーをめぐる社会情勢の変化

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による広範囲にわたる放射性物質の拡散により、原子力発電に対する不安が高まっています。

国内の発電電力量に占める原子力発電の割合は大幅に低下し、火力発電の割合が約9割まで上昇する一方で、水力発電を除く再生可能エネルギー*1（太陽光、風力、バイオマス等）の割合は2%弱にとどまっています。

こうした中で、エネルギー供給体制に関して、電力需給ひっ迫の懸念や化石燃料への依存度の高まりといった様々な課題が浮き彫りになっています。

特に、夏場や冬場のピーク時における安定的な電力確保や災害時における代替エネルギーの確保などが問題となっています。

安全を第一に、課題である国民生活や産業活動を支えるエネルギーの安定的な確保とともに、今後、原発に依存しない新しいエネルギー社会をできる限り早く実現していくことが求められています。

地域の資源を最大限に活用しながら再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、省エネや節電の推進、エネルギー関連産業の振興等、供給側と需要側での取組を併せて総合的に推進していく必要があります。

6 複雑化・多様化する環境問題

(1) 地球温暖化の進行

地球温暖化が顕在化しつつある中、世界の平均気温は上昇傾向にあり、国内も含めた世界各地で異常気象が頻発しています。県内（彦根市）の気温の経年変化も上昇傾向にあり、琵琶湖表層の水温についても上昇傾向にあります。

このような状況から二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス*2の削減に取り組む必要

*1 再生可能エネルギー：化石燃料以外のエネルギー源のうち持続的に利用することができるエネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。

*2 温室効果ガス：地表が放出する熱を吸収し、地球を温室のように暖める気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン等の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

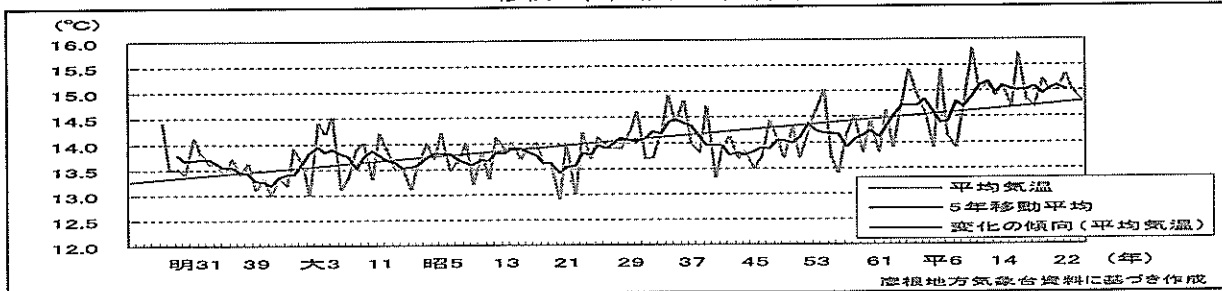
*3 低炭素社会：化石燃料に依存しない社会経済構造の確立により温室効果ガスの排出を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

があり、低炭素社会*3の実現に向けて、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）や気候変動に関する政府間パネル（IPCC）など国際的な議論が続けられており、各国で実効ある対策を講じることが求められています。

県内においては、温室効果ガスの排出は減少傾向にあったものの、東日本大震災後に電気の二酸化炭素排出係数が上昇したため、温室効果ガスの総排出量が増加しています。

2030年において、滋賀県の温室効果ガス排出量が1990年比で50%削減された社会の実現を目指して、行政のみならず、県民、事業者などあらゆる主体が参画し、暮らしや事業活動など様々な分野において、低炭素社会づくりに引き続き取り組むことが求められています。

彦根の年平均気温の経年変化 (図8)彦根地方気象台資料により作成



(2) 琵琶湖の環境の変化

琵琶湖の水質は、窒素・りんは横ばいまたは減少傾向であり、富栄養化*1は抑制されていますが、COD*2（化学的酸素要求量）は高止まり傾向であり、難分解性有機物*3の影響が指摘されています。

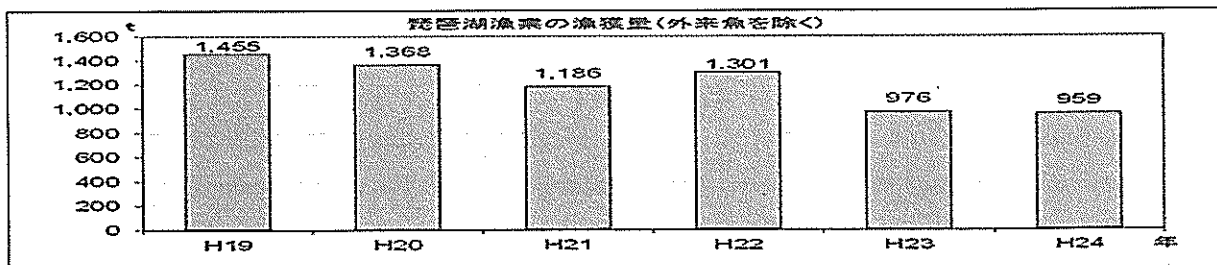
琵琶湖の生態系は、湖辺の形態の変化などに伴う環境の変化に加えて、水草の異常繁茂、外来魚の増殖、カワウによる食害など新たな課題が顕在化してきています。例えば、食物連鎖の出発点にある植物プランクトンの種類の減少や小型化あるいは動物プランクトンが食べにくい種類が増加するなど、構成種が遷移しています。

南湖の水草は、平成6年(1994年)の大渇水をきっかけに急激に増え始め、夏になると湖底の大半を水草が覆う状態になっており、湖流の停滞による水質悪化や底層の低酸素化、湖底の泥質化など生態系に大きな影響を与えています。

こうした中で、在来魚介類が減少しており、在来魚の漁獲量は、平成19年(2007年)の1,455トンから平成24年(2012年)には959トンと大きく減少しています。

これまでの水質浄化対策により、琵琶湖への汚濁流入負荷は一定削減されてきましたが、琵琶湖流域で生じている在来魚介類の減少、水草の異常繁茂、湖底環境の変化などの問題

(図9)内水面漁業生産統計調査(農林水産省)より作成



*1 富栄養化：湖沼などで、水中に溶けている窒素やリンなどが多い状態になること。富栄養化は植物プランクトンを増加させ、それを餌とする魚貝類も増加させるが、さらに藍藻、赤潮やアオコの発生をもたらす。

*2 COD：化学的酸素要求量。湖沼、海域の有機汚濁を図る代表的な指標であり、この値が大きいほど水中に有機物等が多く、水の汚れが大きいことを示す。

*3 難分解性有機物：十分な溶存酸素、暗所、一定温度の条件下で、一定期間、生物による分解を経た（生分解試験）後に残存する有機物。なお、琵琶湖では、生分解試験において100日経過しても生物分解されない有機物と定義している。微生物で分解できない有機物のこと。

は、その要因や場などが複雑に関連しあっており、個別対策だけでは対応が難しいことから、流域や都市のあり方も含めた広い視野を持った総合的な対策が必要です。

(3) 生物多様性の損失

生物多様性*1は、人間にとって存立の基盤となり有用な価値を持つだけでなく、多様な文化を育む源泉ともなっています。しかし、県のレッドデータブックによれば、絶滅危惧種*2や希少種等の数が、2005年版の684種から2010年版では716種と32種増加し、オオバナミズキンバイなどの外来生物の侵入やニホンジカなど特定の野生鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大により、生物多様性の損失が続いています。生態系の多様性にも着目しつつ、生物多様性の損失をくい止め、良好な環境を育み、その環境を未来へつないでいく必要があります。

本県では、固有で豊かな自然の恵みを受け、自然と共生しながら「ふなずし」をはじめとする多様な文化が育まれてきました。しかし、近年、こうした自然と共生する伝統的な知恵や自然観が薄れたり、自然の恵みを利用する機会が減少したりしたことから、自然に対する働きかけの縮小による生物多様性の危機が継続・拡大しています。こうした中、今の時代に合った生物多様性の新たな価値を見だし、持続可能な利用を推進する必要があります。

また、本県では環境問題に熱心な事業者・NPO・地域により生物多様性の保全に対する様々な取組が行われています。生物多様性に配慮した行動が広まり、県民の理解が深まるように人材の育成を進める必要があります。

(4) 廃棄物の減量化・資源循環の推進

本県では、これまで各分野で3R（排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））や廃棄物減量の取組が進み、県内のごみの総排出量は減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばい傾向にあり、リサイクルについても一定の浸透をみたものの、リサイクル率の伸びは頭打ちの状況にあります。

このような中で、今後さらに環境への負荷を低減させていくためには、ごみの発生抑制とともにごみを資源として捉え、有用なものを利用する取組が必要であり、県民、事業者、行政などが一体となって資源循環の輪を構築することによる循環型社会の形成が求められています。

7 新たな広域ネットワークの形成による人とももの流れの変化

リニア中央新幹線の東京と名古屋間が平成39年(2027年)に、名古屋と大阪間が平成57年(2045年)に、また、北陸新幹線の敦賀と大阪間が平成57年(2045年)頃に開業することが予定されています。新たな全国高速鉄道網を見据えて、県全体の地域振興に資する広域交通のあり方を検討する必要があります。

さらなるスマートインターチェンジ*3の設置促進や新名神高速道路の開通（大津と高槻間が平成35年度(2023年度)に開通する予定）により、広域高速道路網の利便性が向上します。

鉄道および道路の新たな広域ネットワークの形成により、人やもの流れが大きく変

*1 生物多様性：特定の範囲に生息生育する生物の多様性の程度をいう。

*2 絶滅危惧種：絶滅のおそれがあると考えられる野生生物種。

*3 スマートインターチェンジ：高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるETC専用のインターチェンジのこと。

化することから、アクセス道路の整備や渋滞対策などによる効果も含め、産業創出、物流や広域的な観光の活性化など県全体の振興につなげることが期待されます。

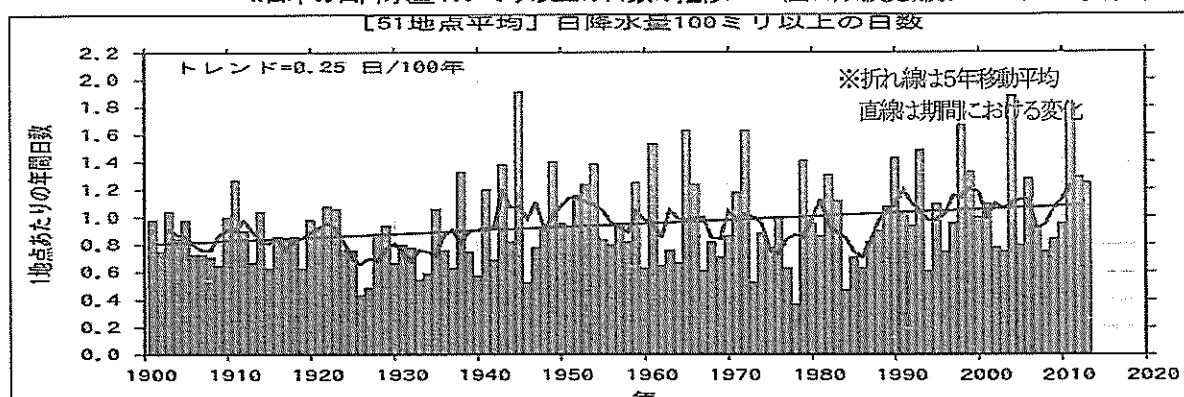
8 災害などへの不安を取り除く安全・安心な県土づくり

(1) 自然災害の多発と安全・安心に対する不安の高まり

本県では、平成25年9月の台風第18号の接近に伴う戦後最大級の豪雨により、死者1名、家屋の損壊や浸水、道路や河川、下水道、鉄道などのインフラの損壊、農地の冠水など、県内全域にわたり甚大な被害が発生しました。

異常気象による局地的な豪雨災害や台風被害、南海トラフ巨大地震、琵琶湖西岸断層帯等による直下型地震、原子力災害等の様々な危機事案*1の発生が懸念される中、県民の安全・安心に対する不安が高まっています。

《日本の日降水量100ミリ以上の日数の推移》 (図10) 気候変動関係レポート2012(気象庁より作成)



県民の命と暮らしを守るため、防災と減災の視点から、道路防災対策や自然災害等による障害発生時に代替できる道路整備、河川整備や適切な河川の維持管理、排水施設や砂防・治山関係施設の整備、下水道の機能強化、インフラの耐震対策など災害に強い県土づくりに取り組む必要があります。

自助・共助・公助のもとに、防災危機管理体制や地域防災力の充実・強化などを進め、災害に強い安全・安心な地域づくりに取り組む必要があります。

県内に存在する住宅の約3割が昭和56年(1981年)6月以前に建築され、耐震基準を満たしていないものも多くあることから耐震改修等の促進が必要です。

(2) 社会資本の老朽化

今後、高度経済成長期以降に整備した道路施設をはじめ、ダム、上下水道施設、農業水利施設、その他の公共施設などの社会資本が老朽化する時期を迎えます。優先順位を見極めながら、必要な社会資本の整備・更新を進めるとともに、県民が安全で安心して暮らせるよう、予防保全を重視した社会資本の戦略的な維持管理を進めていく必要があります。

(3) 身近な犯罪や事故、感染症等の発生

自転車盗や特殊詐欺(いわゆる振り込め詐欺等)など、県民の日常生活を脅かす犯罪が後を絶たない状況です。特に、高齢者を対象にした犯罪が増加しています。

高齢化の進行に伴い、高齢者が関わる交通事故の増加が懸念されるほか、通学時に児童・生徒が巻き込まれる交通事故も依然として発生しています。

新型インフルエンザや腸管出血性大腸菌O157などの感染症、食中毒や消費期限・産地な

*1 危機事案：県民の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがあり、緊急に対応を要する事案をいう。地震、風水害、土砂災害、原子力災害、大規模事故、テロ、インフルエンザの流行など。

どを偽装する事件が発生するなど、身近なところで安全・安心が脅かされています。

9 地方自治を取り巻く状況の変化

(1) 地方分権改革の進展

これまでの地方分権改革により、財源の移譲が不十分ではあるものの、機関委任事務制度*1の廃止により、地方自治体の自主性が強化され、自己決定、自己責任の下に、地域の実態に合った行政を展開できるようになってきました。

本県では、市町村合併により平成22年(2010年)3月に19市町(13市6町)となり、基礎的自治体として組織体制等の強化が進んでいます。

本格的な人口減少社会が到来し、少子高齢化が進行する中、住民に最も身近な市町との意見・情報交換を行い、地域課題を共有しながら、適切な役割分担のもとに連携を図っていくことが、今まさに求められています。

府県を越える広域的な課題に対応していくため、平成22年(2010年)12月に関西広域連合*2が設立され、これまで広域防災や広域環境保全などの分野で取組を進めています。

本県は中部圏や北陸圏に隣接しており、防災、環境対策、観光振興など隣接府県との広域的な連携を図っていくことも求められています。

地方分権改革に平行して議論されてきた道州制*3については、第1次地方分権改革(平成7年(1995年)～13年(2001年))以降、都道府県を廃止し、これに代わる広域自治体としての道州を設置し、都道府県の仕事の多くを担う基礎自治体を充実する案が基調となっています。現段階では道州制の具体的な制度設計も明らかでなく、国民的な議論に至っていない状況の中で、住民自治のあり方など様々な課題が指摘されており、今後の議論の動向に留意することが必要です。

(2) 増大する財政需要への対応

これまでの財政構造改革の取組や経済情勢の好転により、財源調整機能を有する財政調整基金と県債管理基金の残高が平成25年度(2013年度)末で一定程度確保されるとともに、地方交付税の振替である臨時財政対策債を除く一般会計の県債残高も4年連続で減少するなど、本県の財政状況は改善傾向にあります。

国体開催に向けた施設整備をはじめとする大規模事業、公共施設等の老朽化対策、年々増加する社会保障関係費など、今後増大する財政需要に的確に対応していくことが求められています。今後も見込まれる財源不足に対応していくためには、引き続き財政健全化に向けた取組を進めていく必要があります。

国の経済財政運営に関連して、今後の地方財政への影響が懸念されるものとして、法人実効税率の引下げ、消費税および地方消費税の引上げ、地方財政計画の見直しによる地方交付税への影響等が挙げられますが、国に対しては、地方交付税をはじめとする地方税財源について、充実・強化が図られるよう働きかける必要があります。

*1 機関委任事務制度：地方公共団体(都道府県、市町村)の首長等が、法令に基づき国の事務を国から委任され、国の機関として処理する仕組みのこと。1999年の地方分権一括法により廃止された。

*2 関西広域連合：関西の2府5県ならびに4政令都市(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)が共同で設置する特別地方公共団体。防災や医療、観光、産業、環境等の分野で、国からの事務権限の移譲を受けて、地域のことを地域で効率的に行うことをねらいとしている。

*3 道州制：道州制についての明確な定義はないが、現在の都道府県に代えて全国に10程度の自治体である道州を設置し、国の役割を限定し国から道州に、都道府県から基礎自治体に大幅な権限を移譲するもの。

第2 滋賀の強み

「湖国」と呼ばれる滋賀には、ともに地域を支え合う多彩な人、未来を創造する技術やノウハウ、誇りを高める歴史・文化、滋賀の発展を支える地の利、琵琶湖など恵みをもたらす豊かな自然という強みがあります。

これら滋賀の強みを伸ばし、活かすことによって、県民や各種団体、企業、行政などあらゆる主体が対話を重ねて知恵を出し合い、共感しながら工夫を凝らして、誰もが豊かさを実感できるようにすることが求められています。

1 とともに地域を支え合う多彩な人

- 滋賀では、石けん運動をはじめ琵琶湖を守るため県民が率先して取り組み、自分たちの地域は自分たちの手でつくるという住民自治の精神が受け継がれています。
- 全国に先駆けて様々な障害福祉の実践が展開され、ともに支え合い、ともに生きることが実践されています。
- 県内各地で、医師、看護師、ケアマネージャーなどの医療福祉関係者による多職種連携の取組が進められてきており、地域の人たちを支える支援の輪と「顔の見える」関係が広がっています。
- 伝統的な地域コミュニティの結びつきが今も各地に根付いています。
- 若者のグループやNPO、ボランティアなどの自発的な活動が活発です。
- 15歳未満の若年人口の割合は全国第2位であり、人口10万人当たりの大学生の数も全国第3位を維持しています。

2 未来を創造する技術やノウハウ

- 滋賀は、信楽焼、近江上布、浜ちりめん、高島扇骨など地域の歴史や風土に培われた多くの特産物を生み出す先人の知恵と伝統が受け継がれています。
- 現在は、内陸工業県として産業が集積するとともに、1事業所当たりの製造品付加価値額は全国第2位となっています。
- これまで数多くの中小企業が技術開発に取り組み、独自技術やノウハウを蓄積しています。今後、「水・エネルギー・環境」、「医療・健康・福祉」、「高度モノづくり」などの分野での発展が期待されています。
- 多彩な学部を有する大学や民間研究所が立地し、知的資源が集積しています。

3 誇りを高める歴史・文化

- 滋賀は、古くは都が置かれ、東海道や中山道などの主要な街道が通る交通の要衝であったことから、幾たびも歴史の舞台となってきました。
- 国宝・重要文化財の数は全国第4位であり、歴史資源、文化・芸術環境に恵まれています。
- これらの文化財の多くが、県内に広く分布しており、地域の暮らしに根付き、大切に守られてきています。

- 琵琶湖や山々などの豊かな自然環境の中で、自然と共生する文化が育まれてきました。
- 美しい自然や景観、文化を地域が守ってきた伝統と知恵があり、「売り手よし」、「買い手よし」、「世間よし」という近江商人の「三方よし」の思想も現在に引き継がれています。
- 文化・芸術に関する創作・鑑賞等の活動や、生涯学習に参画する人も多く、「神と仏の美」、近代・現代美術、アール・ブリュットをはじめ、滋賀ならではの文化に対する全国的な関心が高まっています。

4 滋賀の発展を支える地の利

- 滋賀は、近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置し、古くから交通の要衝であり、今も東海道新幹線、東海道本線、高速道路、幹線道路が交わるという地理的優位性を有しています。
- 高速道路網は、関西国際空港や中部国際空港をはじめ、敦賀港や四日市港、大阪港、神戸港などとも結ばれています。
- 鉄道が県全域にわたり比較的充実したネットワークを形成しています。

5 恵みをもたらす豊かな自然

- 滋賀は、琵琶湖とその水源となる森林、河川など豊かな自然環境、美しい田園景観を有しており、これらは心を豊かにする貴重な財産です。
- 数十万年を超える古代湖は世界にいくつかありますが、琵琶湖のように大都市近郊にありながら水質や生態系が保全されている古代湖は他にありません。
- 琵琶湖やそれを取り巻く水田等は、近江米、近江牛、近江の茶、湖魚といった滋賀ならではの自然の恵みをもたらしています。
- 琵琶湖の存在は、自然と人との特有の関わりを生み出し、環境問題に先進的に取り組む素地となっています。

琵琶湖の価値 滋賀の環境2013（平成25年版観光白書）一部抜粋

豊かな自然環境としての価値	豊かな水量と広々とした空間をもち、様々な生物を育む琵琶湖が、長い歴史を持って自然界に存在することが大きな価値であり、県民の心のよりどころともなっています。
水源としての価値	琵琶湖は、滋賀県をはじめ京都府、大阪府、兵庫県の近畿約1,450万人の水道水源であり、その他農業用水・工業用水などにも利用されています。
水産業の場としての価値	コアユ、ニゴロブナ、ホンモロコ、ピワマスなどの魚類をはじめ、セタシジミ、スジエビなど…水揚げがありました。 琵琶湖の魚介類は独特の漁法で獲られ、ふなずしなどのなれずしや湖魚の佃煮、あめのうお御飯などの伝統食として、滋賀県の産業や食文化を支えています。
観光資源としての価値	琵琶湖は20箇所を超える水泳場を有するとともに、湖上遊覧、マリンスポーツなどの場となっています。 また、周辺の美しい自然環境と相まって、滋賀県にとってかけがえのない観光資源であり、年間約4,736万人の観光客（平成23年）が訪れています。
学術研究の場としての価値	琵琶湖は生物・生態系、湖底遺跡などの学術研究の場となっており、県の試験研究機関だけでなく、大学なども研究機関を設置し、各種研究を行っています。
ラムサール条約湿地としての価値	琵琶湖は、平成5年（1993年）に「ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）」の登録湿地となりました。平成20年（2008年）には、県内最大の内湖であり、琵琶湖と長命寺川でつながっている西の湖が拡大登録されました。

第3 基本理念と5つの目指す姿

1 基本理念

夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀
～みんなで作ろう！ 新しい豊かさ～

本格的な人口減少社会の到来など時代の大きな転換期を迎え、経済・社会が成熟し、今後、かつてのような経済成長が望めなくなる中、様々な課題への対応が十分できていないため、将来に対する不安感や閉塞感が広がっています。このため、将来に対する不安を安心に変え、夢や希望を抱くことができる豊かな社会を築くことが求められています。

滋賀には、これまでから時代とともに変化する様々な課題に向き合いながら、次世代のために美しい琵琶湖を守り続けてきた先人たちの歴史と伝統があります。この歴史と伝統に学びながら、滋賀の強みを活かし、次世代のことも考えた、新しい豊かさを追求します。

現在の豊かさだけでなく、将来の豊かさを実現するために今なすべきことを、県民一人ひとりが考え、行動することで、夢や希望を抱き、幸せや豊かさを実感できる滋賀の実現を目指します。

滋賀からみんなで作る新しい豊かさ

「自分」の豊かさ
「今」の豊かさ
「もの」の豊かさ



みんなが 将来も持続的に 実感できる
「心」の豊かさ

県民一人ひとりが考え、行動することで、
つながり・調和のある 豊かさ実感・滋賀を実現



「5つの目指す姿」

2 5つの目指す姿

基本理念の実現に向けて、「ひと」、「地域の活力」、「自然・環境」、「県土」、「安全・安心」の視点から、ほぼ一世代後となる平成52年(2040年)頃にも「このように豊かでありたい」と願う望ましい姿を、県民からの提案等を参考にしながら、5つの目指す姿として描いています。

人口減少・超高齢社会やエネルギーの制約をはじめ時代の潮流と課題を踏まえつつ、滋賀の強みを活かしながら、豊かさの実現に向けて、みんなで一緒に取り組む必要があります。

(1) 「ひと」

互いに支え合い、誰もが自らの能力を発揮し活躍する、夢や希望に満ちた滋賀

- ① 誰もが心身ともに健康で豊かな心を持っていきいきと生活し、医療と介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活しています。
- ② 子どもを安心して生み育て、子育ての喜びと幸せを実感しています。
- ③ 子どもの確かな学力、豊かな心、健やかな体と、自然や地域に愛着を持って共生する力が育まれています。
- ④ 誰もが生涯にわたって自らの能力を発揮し、地域で共に働き、活躍しています。
- ⑤ ワーク・ライフ・バランスが実現され、誰もが充実した仕事と家庭や地域生活を送っています。
- ⑥ 人と人、人と地域のつながりが生まれ、支え合いながら暮らしています。
- ⑦ すべての人の人権が尊重され、世代や文化、性別などにかかわらず、互いに認め合い、心豊かに生活しています。

(2) 「地域の活力」

滋賀の力を伸ばし、活かす、誇りと活力に満ちた滋賀

- ① 中小企業・小規模事業者が強みや可能性を伸ばしながら事業活動を展開し、地域でいきいきと活躍しています。
- ② 環境保全と経済発展が両立し、国内外の課題解決に貢献する成長産業が発展しています。
- ③ 地域資源を活用した魅力ある伝統工芸や地場産業に誇りを感じ、常に時代に応じた価値が全国に向けて発信されています。
- ④ 琵琶湖をはじめとする自然や歴史・文化などの豊かな地域資源を活かした観光や交流が展開され、国内外から多くの来訪者でにぎわい、地域が活性化しています。
- ⑤ 人、もの、資金の地域内での循環とエネルギーの地産地消が進んでいます。
- ⑥ 魅力あふれる滋賀らしい農林水産業に、意欲あふれる担い手がいきいきと取り組んでいます。
- ⑦ 農山漁村の地域資源が維持保全されることで、多面的機能が発揮され、誰もが暮らしやすく、魅力と活力のあふれる農山漁村が次世代に引き継がれています。
- ⑧ 誰もが日常的に文化・スポーツに親しみ、交流を深め、地域が創造的な活力に満ちています。
- ⑨ 知的資源である大学と地域との連携が進み、人材が生まれ、課題の解決や活性化に向けた取組が展開されています。

(3) 「自然・環境」

美しい琵琶湖を大切にする、豊かな自然と共生する滋賀

- ① 主体的に環境に関わる人が育ち、持続可能な滋賀社会づくりが進んでいます。
- ② 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりが進んでいます。
- ③ 琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会が次世代に継承されています。
- ④ 生きものにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりが進んでいます。
- ⑤ 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換が進んでいます。
- ⑥ 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりが進んでいます。
- ⑦ 県民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を持って、廃棄物の排出抑制や再使用を行い、廃棄物となったものは再生利用しています。

(4) 「県土」

暮らしと産業を支える基盤が整い、人やものが行き交う元気な滋賀

- ① 鉄道やバスなど地域を支える公共交通が維持され、子どもや高齢者をはじめ誰もが利用しやすい環境が整備されています。
- ② 交通や情報のネットワークが充実し、人々が活発に交流し、ものが行き交うことで地域が活性化しています。
- ③ 道路や橋梁などの社会資本が計画的に維持管理・更新され、地域の人々の生活や産業活動を支えています。
- ④ 中心市街地に魅力とにぎわいがあり、生活者にとって暮らしやすく、訪れる人々にとっても楽しめる空間が形成されています。
- ⑤ 子育て世代に魅力があって住みやすく、高齢者や障害者にもやさしいまちづくりが進み、誰もが安心して快適に生活しています。
- ⑥ 県全域において、琵琶湖などの美しい風景やまち並みが大切に守り伝えられています。

(5) 「安全・安心」

将来への不安を安心に変え、安全・安心に暮らせる滋賀

- ① 地震や風雪水害、土砂災害に強い県土づくりができています。
- ② 万が一の原子力災害に対する備えが進んでいます。
- ③ 災害に備え、自助・共助・公助により誰もが安全・安心に暮らしています。
- ④ 代替エネルギーの普及が進み、災害に備えた地域づくりが進んでいます。
- ⑤ 犯罪や事故のないまちづくりにみんなで取り組んでいます。
- ⑥ 消費者が安全で安心できる商品やサービスを選択することができます。

3 基本構想の推進

(1) 基本的な考え方

県民の参画や多様な主体との対話・共感・協働の推進、市町との連携の強化、部局間連携による総合行政の推進などにより、効果的に施策を展開します。

さらに、本県を取り巻く情勢の変化や人口動態の違いなど地域の実情に応じて、弾力的に施策を展開するとともに、基本構想の見直しが必要となった場合は柔軟に対応します。

(2) 重点政策の展開

重点政策は、基本構想の基本理念や「5つの目指す姿」を実現するため、県の主体的な役割を發揮し、時代の流れを先取りしながら、4年間で先駆的・重点的に取り組むことにより、豊かさを実感できる滋賀の実現につながる政策で構成します。

重点政策を着実に推進するため、何をいつまでにどれだけ行うかという具体的な実施計画を策定し、この計画に基づき毎年度の事業を実施します。

また、毎年度の施策の構築や予算編成でも工夫を凝らし、必要に応じて弾力的に実施計画を見直しながら展開します。

(3) 各分野の部門別計画等の展開

「重点政策編」以外の、県民に対する基本的なサービスとして継続的に実施していく施策についても、基本構想の実現に向けて取り組むものです。各分野の部門別計画等を基本に毎年度の施策を構築する中で、県民ニーズを踏まえながら効果的・弾力的に展開します。

(4) 進行管理

進行管理では、「重点政策編」における「平成30年度(2018年度)の目標とする指標」および実施計画の「事業目標」の進捗度、外部環境の変化等を中心に基本構想の進行状況を毎年度把握します。

進行管理の結果は、議会や基本構想審議会、県民に報告します。また、その結果をその後の施策展開に的確に反映することにより、目標管理型行政運営の一層の推進を図ります。

第4 行政経営方針

基本構想の実現に向けて、施策の着実な推進を行政体制面および財政運営面で下支えするため、次の3つの経営方針に基づき、行政経営を行います。

1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携

- (1) 対話と共感による「県民が主役の県政」を実現するため、開かれた県政のもとで、職員一人ひとりが県民との積極的な対話を心がけ、県民の声を県政に活かす仕組みづくりを進めます。
- (2) 県民をはじめ、NPO、企業、大学等の多様な主体との協働・連携により、それぞれの特性や強みを活かしながら、複雑化・高度化する地域課題や行政ニーズにきめ細かく対応します。

2 地方分権のさらなる推進

- (1) 自らの権限と責任のもとで、本県の特성에応じた行政経営を行うため、地方分権改革に係る国の提案募集方式等への適切な対応や、県の課題解決や地方税財政の充実強化に向けた政策提案活動の推進等を図ります。
- (2) 大規模災害への備えや環境問題など今後も増加が見込まれる広域的課題に適切に対応するため、関西広域連合の取組をはじめ、中部圏、北陸圏との広域連携の一層の推進を図ります。
- (3) 住民に最も身近な基礎自治体である市町との連携を図り、それぞれの役割を果たしながら、人口減少問題や地域振興対策等の課題に適切に対応するとともに、権限移譲や事務の共同化を推進し、県民サービスの向上や効果的な事務の執行につなげます。

3 質の高い行政サービスの提供

- (1) 人材・組織マネジメント
職員の人材育成や女性・若手職員の活躍推進、横つなぎの総合行政の推進などにより、職員の意欲や能力の向上および県庁力の最大化を図ります。
- (2) 業務マネジメント
ICT等を活用した業務の効率化、官民連携やアウトソーシング等による民間活力の活用などにより、県民サービスの向上および行政の効率化を図ります。
- (3) 公共施設等マネジメント
公共施設等の老朽化対策や総合的・計画的な管理の推進を図ることにより、中長期的な観点から公共施設等の質・量の最適化や長寿命化、コストの平準化等に取り組みます。
- (4) 財務マネジメント
県税収入の安定確保や施策事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、投資的経費の重点化などにより、毎年度の収支均衡を図りつつ、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を目指します。

第2章 重点政策編

「重点政策編」は、本県においても、いよいよ人口が減少に転じ、本格的な人口減少社会を迎える中で、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」の基本理念のもと、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりを進め、「長期ビジョン編」で描く平成52年（2040年）頃の「5つの目指す姿」を実現していくために、これからの4年間で先駆的・重点的に取り組む政策をまとめたものです。

本県には、環境や福祉の分野を中心に、国に先駆けた政策を展開し、全国をリードしてきた歴史があります。

重点政策を具体的な施策として展開していくに当たっては、そのような先駆けの精神を特に重視していきます。

長期ビジョン編		重点政策編	
基本理念	目指す姿	重点政策	施策の展開
夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀	<p>「ひと」</p> <p>互いに支え合い、誰もが自らの能力を発揮し活躍する、夢や希望に満ちた滋賀</p>	1 子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現	(1) 子どもを安心して生み育てるための切れ目のない支援
			(2) 子どもの「たくましく生きる力」を育む教育の推進
			(3) 若者や女性が働き、活躍できる社会づくり
		2 すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現	(1) 高齢者や障害者をはじめ、誰もが働き、活躍できる社会づくり
			(2) 健康寿命を伸ばすための予防を重視した健康づくりの推進
			(3) 地域を支える医療福祉・在宅看取りの推進
	<p>「地域の活力」</p> <p>滋賀の力を伸ばし活かす、誇りと活力に満ちた滋賀</p>	3 滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造	(1) 滋賀の潜在資源を活かした地域産業の育成と海外展開支援
			(2) これからの時代を切り拓くイノベーションの創出
			(3) 地域主導による「地産地消型」・「自立分散型」の新しいエネルギー社会づくり
		5 豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信	(1) 滋賀の強みを活かした農林水産業振興と魅力ある農山漁村づくり
			(2) 滋賀のブランド力向上と地産地消の推進
			(3) 「滋賀ならではの」特色を活かした、魅力あふれる観光の創造
6 「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造	(1) 東京オリンピック・パラリンピックで元気な滋賀づくり		
	(2) 地域を元気にする文化振興と「美の滋賀」づくり		
	(3) 県民が元気になるスポーツ振興と県民総参加による国体・全国障害者スポーツ大会の開催		

長期ビジョン編	
基本理念	目指す姿
夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀	<p>「自然・環境」</p> <p>美しい琵琶湖を大切にする、豊かな自然と共生する滋賀</p>
	<p>「県土」</p> <p>暮らしと産業を支える基盤が整い、人やものが行き交う元気な滋賀</p>
	<p>「安全・安心」</p> <p>将来への不安を安心に変え、安全・安心に暮らせる滋賀</p>

重点政策編	
重点政策	施策の展開
4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現	(1) 琵琶湖環境の再生と継承
	(2) 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現
	(3) 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造
7 人やものが行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現	(1) 交通ネットワークの充実と社会インフラの戦略的維持管理
	(2) 災害に強い県土づくりと自助・共助による地域防災力の向上
	(3) 犯罪の起きにくい社会づくりと事故のない交通環境の構築

1 子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現

■現状と課題

- 産科医や小児科医の不足や地域的な偏在が見られるほか、人口動態統計による周産期死亡率が4%前後と全国平均と同程度で推移しており、県民が安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、医療体制のさらなる充実が求められています。
- 少子化が進行する中で、仕事と家庭を両立し、子育てに対する不安感、負担感を解消するため、多様なニーズにきめ細かく対応する、生まれる前からの切れ目ない子育て・子育て支援の充実が求められています。
- 子どもの学力・学習状況については、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力の育成等が必要となっています。
- 近年は、子どもの遊び方が変化したことなどから、体力や運動能力は昭和60年頃に比べ低下しており、子どもの体力向上が課題となっています。
- いじめや不登校の問題をはじめ、児童虐待や子どもの貧困の問題など、子どもを取り巻く環境に様々な課題がある中で、子どもの人権を守り、多様な場で子どもが安心して健やかに育つ社会づくりや教育環境の整備が求められています。
- 女性の労働力率は30歳代の子育て期に大きく落ち込む一方、多くの女性が働きたいと希望しています。また、若年者は早期離職率が増加し、正規就業率が減少しています。少子化に伴う生産年齢人口の減少が進む中で、女性や若者が自らの能力を最大限に発揮できる活力ある社会づくりが求められています。

■目指す方向

- 産科医・小児科医の不足や地域偏在の解消と周産期医療の充実を図るとともに、保育所や放課後児童クラブ等の量と質の拡充、多様なニーズに対応する地域の子育て支援を充実し、すべての子育て家庭を支援します。また、児童虐待への対応や発達障害などの障害を持った子どもへの支援体制整備を推進します。
- 学校はもとより家庭や地域と互いに連携・協力して、子どもの学力や体力をはじめとする一人ひとりの能力や個性を伸ばし、子どものたくましく生きる力を育みます。青少年の健全育成と立ち直り支援を進めるとともに、いじめ・不登校や子どもの貧困の問題などについて、早期にきめ細かな対応が取れるよう体制を充実します。
- 女性や若年者の就労・起業と、女性の指導的な立場や多様な分野での活躍を支援します。ライフステージに応じた多様な働き方の選択やワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、仕事と家庭の両立を支援します。

■施策の展開

【施策1】 子どもを安心して生み育てるための切れ目のない支援

【施策2】 子どもの「たくましく生きる力」を育む教育の推進

【施策3】 若者や女性が働き、活躍できる社会づくり

■平成30年度（2018年度）の目標とする指標

1 乳幼児健康診査受診率

[平成24年度 1歳半児 95.1% → 平成30年度 1歳半児 97%
3歳半児 92.7% 3歳半児 95%]

2 認定こども園等利用児童数

[平成25年度 47,109人 → 平成30年度 52,614人]

3 児童生徒の授業の理解度

[平成26年度 小学校 国語 78.9% 平成30年度 小学校 国語 85%
算数 77.6% 算数 85%
中学校 国語 65.4% → 中学校 国語 80%
数学 67.7% 数学 80%]

4 平日、学校の授業以外に、1日1時間以上勉強する児童生徒の割合

[平成26年度 小学校 58.3% 平成30年度 小学校 75%
中学校 63.7% → 中学校 75%]

5 不登校児童生徒在籍率

[平成25年度 小学校 0.42% → 平成30年度 小学校、中学校、高等学校
中学校 2.63% ともに全国平均以下
高等学校 2.51% (参考) 平成25年度全国平均：小学校 0.37%
中学校 2.81% 高等学校 1.88%]

6 滋賀マザーズジョブステーションの相談件数

[平成25年度 2,069件 → 平成30年度 5,400件]

7 おうみ若者未来サポートセンターでの就職者率

[平成25年度 55.4% → 平成30年度 60%]

2 すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現

■現状と課題

- 障害者法定雇用率 2.0%が未達成であり、障害のある人がその能力と適性に応じ、自立した生活を送ることができる社会づくりが必要です。
- 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が進む中で、元気な高齢者が働き続けることのできる社会づくり、高齢者の豊かな知識や経験を活かした活躍の場づくりが求められています。
- 平均寿命は男女とも全国平均を上回っていますが、女性の健康寿命が全国平均を下回っているほか、65歳以上の要介護認定者数が年々増加するなど、健康づくりや介護予防の必要性がますます高まっています。
- 医師数は増加していますが、依然として全国平均を下回っており、病院の常勤医師の不足により救急医療体制に課題があるほか、医療圏域や診療科ごとに偏在が見られます。
- 75歳以上の高齢者、単身や認知症の高齢者の増加が見込まれる中、住み慣れた地域で家族とともに暮らし続け、自宅で最期を迎えることができるようにするための体制づくりが求められています。

■目指す方向

- 障害者や高齢者をはじめ、あらゆる人の職業能力の向上と多様なニーズに応じた就業の場の確保を推進するとともに、地域での生きがいづくりや活躍の場づくりにつながる活動を支援します。
- 生活習慣病の予防や心の健康を保つための対策を推進するとともに、がん検診など、がんの早期発見・早期治療のための取組や、できる限り要介護状態になることを予防し、または改善するための対策を推進します。
- 医師・看護師などの医療専門職や介護職の人材確保・育成を図るとともに、在宅医療・介護連携を図るための体制整備など、医療と福祉が一体となって県民を支える「滋賀の医療福祉」を実現します。

3 滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造

■現状と課題

- 県内企業の 99.8%を占める中小企業・小規模事業者には、経営基盤の強化と「先を見通す力」や「技術力」、「経営理念」等の企業の強みを一層活かす工夫が求められています。
- また、国内市場の縮小が懸念される中、将来の成長分野への参入や海外市場への展開などが期待されるとともに、地域内の経済の好循環や地域の活性化に役割を果たすことが求められています。
- 近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置し、交通の要衝に当たることから、古くから内陸工業県として発展し、産業や大学等の知的資源が集積する一方で、景気や輸出動向の影響を受けやすい産業構造となっていることから、滋賀の特性を活かした新たな産業振興が求められています。
- 東日本大震災後のエネルギー情勢の変化により、我が国は新たなエネルギー制約に直面しており、化石燃料への依存度低減、エネルギー自給率の向上に向けて、再生可能エネルギーの導入促進とともに、省エネ・節電の徹底、エネルギー関連産業の振興等の総合的な取組の推進が課題となっています。

■目指す方向

- 中小企業・小規模事業者の事業活動活性化に向け、自らの成長を目指す取組の円滑化、経営基盤の強化、産業分野の特性に応じた事業活動の活発化などへの支援を行うとともに、地域の中で地域資源の活用や消費が促進される環境づくりを進めます。また、海外企業とのビジネスマッチングを支援し、アジアをはじめとした海外諸国での円滑な事業展開を促進します。
- 水・環境など、多様な分野の産業や技術、人材が集積し、豊富な地域資源を有する滋賀の強みを活かして、「水・エネルギー・環境」、「医療・健康・福祉」、「高度モノづくり」、「ふるさと魅力向上」、「商い・おもてなし」の5つの切り口でのイノベーションの創出に取り組むとともに、本社機能や研究開発拠点機能を有する企業の誘致を進めるなど、滋賀発の力強い産業の創出を図ります。
- 本県の地域特性やポテンシャル等を踏まえた滋賀ならではのエネルギーの地産地消を推進するとともに、エネルギー関連産業の振興や、エネルギーの利用や供給の効率化に係る技術開発の促進を図ります。

■施策の展開

【施策1】 滋賀の潜在資源を活かした地域産業の育成と海外展開支援

【施策2】 これからの時代を切り拓くイノベーションの創出

【施策3】 地域主導による「地産地消型」・「自立分散型」の新しいエネルギー社会づくり

■平成30年度（2018年度）の目標とする指標

- 1 海外支援拠点の利用件数
〔平成25年度 0件 → 平成30年度 20件（累計）〕
- 2 中小企業の新製品等開発計画の認定件数
〔平成25年度 5件 → 平成30年度 32件（累計）〕
- 3 本社工場、マザー工場、研究開発拠点立地件数
〔平成25年度 2件 → 平成30年度 10件（累計）〕
- 4 再生可能エネルギーの発電導入量
〔平成25年度 22.2万kW → 平成30年度 47.2万kW〕
- 5 地域主導型による再生可能エネルギー創出支援件数
〔平成25年度 4件 → 平成30年度 18件〕

4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現

■現状と課題

- これまでの水質浄化対策の推進により、琵琶湖の富栄養化は抑制されてきましたが、琵琶湖流域では、在来魚介類の減少や水草の異常繁茂などの課題が生じているほか、琵琶湖を守る水源林では、ニホンジカ被害の増加や森林所有者の高齢化などによる林地境界の不明りょう化など様々な課題が生じています。
- 希少な野生動植物の絶滅のおそれや、外来生物の移入と定着、特定の野生鳥獣種の生息域の変化などにより、本来の生態系の維持が危ぶまれています。
- 稚魚の放流や外来魚の駆除、漁場と産卵繁殖場の整備・保全などの対策を実施しており、ニゴロブナやホンモロコなどの漁獲量は増加していますが、在来魚全体の漁獲量としては、年々減少しています。
- 低炭素社会の実現を目指す中、本県の温室効果ガス排出量は減少幅が縮小しており、特に家庭・業務部門での削減が進んでいない状況にあります。また、資源循環の取組を推進し、循環型社会の形成につなげていく必要があります。
- 琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、あらゆる世代を通じて継続的に環境学習に取り組み、環境保全行動へとつなぐとともに、地域に根ざした取組を通じて「持続可能な社会を築く力」を育む必要があります。

■目指す方向

- 琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐために、「森～川～里～湖」という大きな視点から、これまでの水質保全対策に加えて、在来魚の回復をはじめとする琵琶湖流域生態系の保全・再生や、暮らしと湖の関わりの再生を進めるとともに、様々な生きものでにぎわう、生命あふれる自然環境の再生を進めます。
- 低炭素社会の実現を目指して、企業や家庭、個人が、自らのライフスタイルやビジネススタイルの転換を進め、節電や省エネ行動をさらに広げていくとともに、公共交通機関や自転車の利用など人と環境に優しいエコ交通の普及や再生可能エネルギーなどの導入促進を図ります。廃棄物については、可能な限り適正な循環的利用を行い、循環型社会の形成に向けて取り組みます。
- 環境への関心と問題解決能力を高め、持続可能な社会づくりに向けて主体的に実践行動できる人育てを目指し、ライフステージに応じた環境学習の充実を図るとともに、琵琶湖博物館や環境学習センターなど、環境学習の拠点機能を活かした取組を進めます。

■施策の展開

【施策1】 琵琶湖環境の再生・継承

【施策2】 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

【施策3】 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

■平成30年度（2018年度）の目標とする指標

- 1 琵琶湖漁業の漁獲量（外来魚を除く）
〔平成25年度 879トン（速報値） → 平成30年度 1,400トン〕
- 2 琵琶湖水質に関する新たな指標の導入
〔平成25年度 — → 平成30年度 新たな指標の導入〕
- 3 再生可能エネルギーの発電導入量（再掲）
〔平成25年度 22.2万kW → 平成30年度 47.2万kW〕
- 4 低炭素社会づくり学習講座の受講者数
〔平成25年度 3,244人 → 平成30年度 15,000人（累計）〕
- 5 環境保全行動実施率
〔平成26年度 67% → 平成30年度 73%〕

5 豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信

■現状と課題

- 農林水産業従事者の減少や高齢化等が進行しており、若者にとって魅力ある農林水産業にしていくことや、生産の場であるとともに多面的機能を有している農山漁村地域の活力の維持向上が課題となっています。
- 生産物価格の低迷や生産コストの増大など農林水産業の経営環境が悪化しており、担い手の規模拡大や経営改善、6次産業化など生産物の付加価値向上による所得の確保が必要となっています。
- 環境こだわり農業や「おいしが うれしが」キャンペーンの取組は拡大してきましたが、環境こだわり農産物の付加価値の向上や、近江米、近江牛、近江の茶、湖魚といった主要品目の県外向けの情報発信の強化とブランド力の一層の向上が必要です。
- 本県には、琵琶湖や豊かな歴史文化など、様々な地域資源があり、これまでから産学官が連携して情報発信に取り組んできましたが、民間によるブランド力調査では、依然として低い評価となっています。
- 観光客数は、長期的には増加傾向にありますが、本県ゆかりの大河ドラマの放映による増加や新型インフルエンザ発生による減少など、外的要因の影響を受けやすく、持続的な誘客が求められています。また、観光地としての滋賀の認知度が十分でなく、地域資源を活用した特色あるツーリズムをさらに展開していく必要があります。

■目指す方向

- 農林水産業の担い手の確保・育成とその経営の複合化・多角化等による体質強化、安全・安心な農林水産物の生産・供給により、産業として競争力のある農林水産業の確立を図ります。農地や森林等の豊かな地域資源を適切に維持するとともに、新たな魅力として創出・発信することで、農山漁村の活性化を図ります。
- 環境こだわり農産物をはじめとする農林水産物の流通・販売の促進や地産地消の推進、地域の産品および資源の価値・情報を発信する取組を進めるとともに、「滋賀・びわ湖ブランド」として、滋賀ならではのブランド力の向上を図ります。
- 琵琶湖に代表される滋賀ならではの素材や強みを掘り起こし、観光ブランド「ビワイチ」の推進により、広く発信していくとともに、豊かな自然や歴史・文化の魅力を活かした特色あるツーリズムを展開し、さらに首都圏における情報発信機能を強化することにより、国内外からの観光客の増加を図ります。

■施策の展開

【施策1】 滋賀の強みを活かした農林水産業振興と魅力ある農山漁村づくり

【施策2】 滋賀のブランド力向上と地産地消の推進

【施策3】 「滋賀ならではの」の特色を活かした、魅力あふれる観光の創造

■平成30年度（2018年度）の目標とする指標

1 新規就農者数

〔平成25年度 130人 → 平成30年度 400人（累計）〕

2 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組面積

〔平成25年度 33,062ha → 平成30年度 37,000ha〕

3 環境こだわり農産物水稻栽培面積割合

〔平成25年度 39% → 平成30年度 50%〕

4 観光消費額

〔平成25年度 1,555億円（速報値） → 平成30年度 1,640億円〕

5 観光入込客数（延べ）

〔平成25年度 4,523万人（速報値） → 平成30年度 4,800万人〕

6 「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造

■現状と課題

- 国宝・重要文化財の指定件数が全国第4位と、質が高く豊かな歴史文化遺産を県内各地に有していますが、それぞれの地域で文化財等を守り、伝えていく力の衰退が懸念されています。
- 「神と仏の美」、近代・現代美術、アール・ブリュットなど、世界に誇りうる「美」の魅力が数多くあります。
- 成人の週1回以上の運動・スポーツの実施率は全国の数値を下回っており、地域における運動・スポーツ活動を充実していくことが必要です。
- 平成32年(2020年)オリンピック・パラリンピック東京大会の開催や本県を本拠地とするプロスポーツチームの活躍などにより、県民のスポーツへの関心が高まっています。また、平成36年(2024年)に予定されている国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、スポーツ施設の充実・確保や競技力の向上が課題となっています。
- 平成23年(2011年)に施行されたスポーツ基本法において、「障害者スポーツの推進」が明記され、障害のある人が気軽にスポーツに取り組める環境づくりが求められています。

■目指す方向

- オリンピック・パラリンピック東京大会の開催効果の本県に取り込むため、参加国代表選手(団)の事前合宿を誘致し、県民との交流機会を設けるとともに、オリンピック憲章に基づき、本県の特徴ある文化の魅力を世界に発信するため、文化プログラムを展開します。
- 地域の歴史文化遺産の魅力を掘り起こし、積極的に発信するとともに、その保存・継承を支援します。「神と仏の美」やアール・ブリュットなど滋賀ならではの「美」の魅力を発信します。「美の滋賀」づくりをはじめ、創造的な地域づくりにつながる文化活動を支援します。
- すべての県民が日常的にスポーツを「する」、「みる」、「支える」ことができるよう、地域における運動・スポーツ活動を充実させるとともに、スポーツ環境の充実やプロスポーツチームとの連携を推進し、地域の活力を向上させます。また、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開催に向け、競技力の向上に努め、本県出身のトップアスリートを育成します。

■施策の展開

【施策1】 東京オリンピック・パラリンピックで元気な滋賀づくり

【施策2】 地域を元気にする文化振興と「美の滋賀」づくり

【施策3】 県民が元気になるスポーツ振興と県民総参加による国体・全国障害者スポーツ大会の開催

■平成30年度（2018年度）の目標とする指標

- 1 文化やスポーツを楽しめるまちづくりに満足している県民の割合
〔平成25年度 34.6% → 平成30年度 50%〕
- 2 1年間に文化創作活動を行ったことのある県民の割合
〔平成25年度 71.4% → 平成30年度 75%〕
- 3 1年間に芸術文化を鑑賞したことのある県民の割合
〔平成25年度 77.3% → 平成30年度 85%〕
- 4 文化財の指定件数
〔平成25年度 1,325件 → 平成30年度 1,365件〕
- 5 成人の週1回以上のスポーツ実施率
〔平成25年度 45.2% → 平成30年度 国の数値を上回る
(参考)平成25年度国の数値 47.5%〕
- 6 障害者スポーツ県大会およびスペシャルスポーツカーニバルの参加人数
〔平成25年度 1,527人 → 平成30年度 2,000人〕

7 人やものが行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現

■現状と課題

- 平成 35 年（2023 年）には、新名神高速道路の大津－高槻間の開通が予定されているほか、スマートインターチェンジの設置が進むなど、広域高速道路網の利便性が向上する一方で、県内道路の整備率の低さが課題となっています。また、路線バスの輸送人員が減少傾向にあるなど、鉄道沿線以外の地域における公共交通手段の確保が求められています。
- 高度経済成長期に建設された橋りょう、トンネルなどの道路施設をはじめ、ダム、河川管理施設、砂防関係施設、公園施設、その他の公共施設などの社会資本の老朽化が進んでおり、その維持管理や更新が課題となっています。
- 琵琶湖西岸断層帯等による直下型地震や南海トラフ巨大地震、異常気象の続発による想定を超えた水害・土砂災害の発生などが危惧されているほか、東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、原子力災害に対する県民の不安が高まっており、防災対策の充実・強化が求められています。
- 振り込め詐欺等による高齢者の被害や、インターネットを悪用した消費者被害・相談の増加に加え、女性に対するわいせつ事犯や自転車盗など、生活に身近な犯罪が、依然として多発しており、県民の治安に対する不安は高くなっています。
- 子どもや高齢者が関係する交通事故が多発しており、通学路や身近な道路を中心とした交通安全対策の強化、世代を問わない交通安全意識の底上げなどが求められています。

■目指す方向

- 滋賀の「地の利」を活かした広域交通のあり方の検討や、県内産業の活性化と地域間交流促進のための道路整備、バス利用環境の維持・改善、まちづくりとともに進める LRT 等新交通システムの検討など、地域を支える公共交通ネットワークの整備を推進するとともに、老朽化した社会資本の維持管理や更新を戦略的・計画的に進めます。
- 平成 27 年度(2015 年度)完成予定の危機管理センターを中心に、市町との連携を強化しながら、様々な危機事案への対応能力の向上を図ります。災害時に備えた強い交通網や避難場所となる都市公園の整備、流域治水政策、土砂災害対策等を推進するとともに、巨大地震や原子力災害への備えを充実します。併せて、自助・共助による地域防災力の強化を図ります。
- 関係団体等による重層的な防犯ネットワークを構築し、その支援を行うこと等で、県民全体の自主防犯意識や交通安全意識、社会規範意識の向上を図るとともに、通学路や身近な道路を中心とした交通安全対策を推進します。また、多様化するサイバー犯罪など、新たな犯罪に対応します。

■施策の展開

【施策1】 交通ネットワークの充実と社会インフラの戦略的維持管理

【施策2】 災害に強い県土づくりと自助・共助による地域防災力の向上

【施策3】 犯罪の起きにくい社会づくりと事故のない交通環境の構築

■平成30年度（2018年度）の目標とする指標

- 1 個別インフラごとの長寿命化計画の策定
〔平成25年度 9計画 → 平成30年度 34計画〕
- 2 鉄道輸送人員
〔平成24年度 357,617人 → 平成30年度 363,000人〕
- 3 土砂災害警戒区域指定率
〔平成25年度 73.3% → 平成30年度 100%〕
- 4 危機管理センターにおける研修等の受講者数
〔平成25年度 ー人 → 平成30年度 延べ3,600人（累計）〕
- 5 人口1万人当たりの刑法犯認知件数
〔平成25年 108.8件 → 平成30年 全国平均以下
（参考）平成25年 全国平均 102.9件〕